

平成19年第1回定例会

階上町議会会議録

平成19年3月5日 開会

平成19年3月9日 閉会

階上町議会

平成19年第1回階上町議会定例会 第1日目

議事日程第1号

平成19年3月5日 午前10時7分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	加藤 祐 君	2番	重文字 勝義 君
3番	鹿原 章 男 君	4番	橋場 敏雄 君
5番	高松 久美子 君	6番	石川 清人 君
7番	山田 恵治 君	8番	土橋 信夫 君
9番	郷州 公典 君	10番	松森 蒿 君
11番	佐京 登 君	12番	畑中 弘 實 君
13番	大前 典男 君	14番	木村 勝彦 君
15番	金沢 啓一 君	17番	荒道 鶴造 君
18番	桑原 一夫 君		

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜谷 豊美 君	助 役	高谷 清孝 君
教 育 長	村上 富士夫 君	総 務 課 長	浜谷 義勝 君
町 民 課 長	林 貢 君	保健福祉課長	鳩 文男 君
産業建設課長	中城 功 君	教 育 課 長	工藤 靖夫 君

総務GL	上博文君	企画GL	高橋信一君
税務GL	寅谷信廣君	戸籍住民GL	池田隆君
保健福祉GL	浜谷操君	産業振興GL	川向達人君
建設GL	田中昇君	出納室長	中村豊志君
教育GL	小沢勝君	中央保育所長	佐々木忠弘君
代表監査委員		志民安之助君	

職務のための出席者

議会事務局長 梨子謙一君 総務課総括主幹 地代所 康二 君
 総務課総括主幹 長根 工 君

開会の宣告

午前 10 時 7 分

開議の宣告

午前 10 時 7 分

議長（桑原一夫君） ただいまの出席議員は 17 名であります。定足数に達しておりますので、平成 19 年第 1 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により議長において、3 番鹿原章男君、4 番橋場敏雄君を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 9 日までの 5 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から 3 月 9 日までの 5 日間と決定いたしました。

日程第 3、この際、報告第 1 号 専決処分した事項の報告についての件から、議案第 43 号 三戸郡福祉事務組合規約の変更についての件まで、44 件を一括上程

いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長 浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） 本日ここに平成 19 年第 1 回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位にはご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思います。

報告第 1 号 専決処分した事項の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、先に請負契約した茨島浄化センター建設工事その 4 について、設計変更により契約額を変更することを専決処分したので、報告するものです。

議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い三戸郡町村会館管理組合規約の一部を変更する規約を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものです。

議案第 2 号 平成 18 年度階上町一般会計補正予算第 4 号について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額からそれぞれ 1 億 1,202 万 3 千円を減額し、歳入歳出の総額を 49 億 6,721 万円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金 2,596 万 2 千円、県支出金 713 万 7 千円、繰入金 7,969 万 6 千円、町債 1,230 万円等を減額補正し、地方交付税 719 万 2 千円、諸収入 711 万 6 千円等を追加補正するものです。

歳出は、総務費 702 万 6 千円、民生費 3,079 万 7 千円、衛生費 1,700 もとい 1,870 万 8 千円、災害復旧費 4,103 万 5 千円等を減額補正し、労働費 6 万 7 千円を追加補正するものです。

次に第 2 表繰越明許費であります、後期高齢者医療制度等対応システム開発等委託、河川等災害復旧事業で、平成 18 年度完成困難なものについて、平成 19 年度

に繰越するものです。

次に第3表地方債補正であります、既定の事業費の変更に伴い補正するものがあります。

議案第3号 平成18年度階上町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,458万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,901万8千円とするものであります。

それでは、歳入歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳入は、国庫支出金を4,329万8千円、共同事業交付金を442万7千円、繰入金に174万3千円減額し、療養給付費等交付金に3,006万2千円、諸収入に537万6千円を追加するものです。

歳出は、保険給付費を811万5千円、共同事業拠出金を1,447万5千円減額し、総務費に332万3千円、予備費に619万1千円を追加するものです。

第2表繰越明許費は、国のシステム開発の遅れにより年度内に契約できないため、300万円繰越するものです。

議案第4号 平成18年度階上町老人保健特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,149万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,212万5千円とするものです。

それでは、歳入歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳入は、支払基金交付金に4,294万9千円、国庫支出金に2,575万4千円、県支出金に643万円、繰入金に636万4千円を追加するものです。

歳出は、医療諸費に8,149万7千円を追加するものです。

議案第5号 平成18年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ112万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,318万9千円とするものです。

歳入は、一般会計からの繰入金103万6千円、使用料及び手数料8万4千円をそれぞれ減額するものです。

歳出は、施設管理費112万円を減額するものです。

第2表債務負担行為補正は、資金斡旋制度の申請者がなかったため廃止するものです。

議案第 6 号 平成 18 年度階上町介護保険特別会計補正予算第 3 号についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 248 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 436 万 2 千円とするものです。

それでは、歳入歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳入は、諸収入を 350 万 3 千円減額し、国庫支出金に 140 万 7 千円を追加するものです。

歳出は、地域支援事業費を 442 万減額し、総務費に 168 万 5 千円を追加するものです。

第 2 表繰越明許費は、国のシステム開発の遅れにより年度内に契約できないため、168 万 5 千円を繰越するものです。

議案第 7 号 平成 18 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 82 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 4,237 万 3 千円とするものです。

歳入は、一般会計から繰入金 82 万 3 千円を減額し、歳出は、公共下水道事業費を 327 万 3 千円増額し、公債費を 409 万 6 千円減額するものです。

第 2 表繰越明許費は、設計の変更を生じたので、4 億 8,201 万 4 千円を翌年度へ繰越するものです。

次に、平成 19 年度当初予算編成にあたっての所信について申し述べさせていただきます。

議員各位ご承知のとおり、地方財政は平成 6 年度以降大幅な収支不均衡となっており、また国の財政も非常に厳しい状況にあります。このような状況を踏まえて国は、地方財政について、国と歩調を合せつつ、地方歳出全般について徹底した見直しを行い、国の策定する地方財政計画の歳出規模を引き続き平成 18 年度と同額程度に抑制するとしました。

これまで当町においても、第 3 次行政改革大綱を策定し、平成 17 年度から職員手当の見直しや委員数の削減などによる人件費抑制策、旅費の見直しや指定管理者制度導入による物件費抑制策等の歳出削減に加え、税の徴収体制の充実、道路占用料や広報広告料などの収入項目を増やすなど、歳入確保策にも取り組んでまいりました。

しかし、これにも増して、国の三位一体改革や県の行財政改革によって、歳入は

大幅に減少しており、さらには社会保障経費の増加により、当町財政は引き続き極めて厳しい状況にあると認識しているところであります。

このような状況を踏まえ、平成 19 年度においては、これまでの行政改革の流れを継続し、さらには今定例会にも上程しております「階上町協働のまちづくり条例」の前文にある町民一人ひとりが、自ら考え、自ら創り、自ら行うという主体者意識をもち、また町は多種多様化する町民ニーズに真摯に対応する努力を通じて、町民と町とが共に地域を支えあい、そして共に地域サービスを支え合う「協働」のまちづくりを展開できるよう、6つの施策に重点を置いて予算編成を行いました。

1つ目は、「協働のまちづくりの推進」であります。平成 18 年度は、行政区や団体自らが行う道路整備やソフト事業等の支援やまちづくり活動の担い手である地域アニメーターの育成、さらには2行政区において地区計画を策定するなどの事業を実施してまいりました。平成 19 年度においても、引き続き実施するほか、すべての行政区が地区計画を策定できるように推進してまいります。

2つ目は、「階上ブランドの確立」であります。当町の昔ながらの味である「元祖いちご煮」と当町在来のそば品種である「階上早生」を地域ブランドとして確立できるよう生産販売の拡大と体制づくりに努めてまいります。

3つ目は、「借入金残高の抑制」であります。平成 18 年度末の一般会計の借入金残高が 102 億円と見込まれることから、今後の財政運営が硬直化する恐れがあることを踏まえ、元金償還額よりも借入額が上回らない財政運営を実施してまいります。

4つ目は、「開かれた学校づくりの実施」であります。教育現場の裁量により自由に教育活動を実施できるよう、新たに所要の予算枠を設定いたしました。

5つ目は、「民間児童福祉施設の充実」であります。平成 19 年度においては、石鉢保育園の定員拡大に合わせて、施設整備を行う事業者へ補助してまいります。

6つ目は、「研修等による職員資質の向上」であります。国の制度改正が急速に進み、今までの知識や経験だけでは補うことのできない仕事が増えております。これらに対応するため、職員の研修を行い、育成を進めてまいります。

以上6つの重点項目のほか、私道等整備特別対策事業や榊山団地の移転新築事業、階上中学校の耐震改修の実施設計などを実施してまいります。

これらの重点事業等を確実に実施し、後年度の当町の財政運営に反映できるよう、歳入においては、平成 18 年度より借入額は増加したものの、基金からの取崩しを抑えた予算編成としました。また、歳出においては、極めて厳しい財政状況にあっても、町民の視点に立ち、町民サービスの低下とならないような配分に徹したとこ

ろであります。

財政状況を取り巻く環境は厳しく、今後もこの状況は続くものと認識しております。行政に対する期待やニーズは、ますます多種多様化していくものと思いますが、町民の皆様の視点に立ち、行政サービスの向上に向け、限られた財源の中で、施策の選択と重点化をさらに徹底させながら、諸施策を展開し、『住んでよかった』町づくりに努めてまいり所存であります。

それでは、議案第8号 平成19年度階上町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

予算総額につきましては、歳入歳出総額それぞれ51億700万円と決めました。これは、前年度と比べ、率で5%、額で2億4,200万円の増であります。

それでは、第1表歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入であります。町税は国の税制改正に伴い、対前年度比19.9%増の10億2,275万3千円を計上いたしました。

地方譲与税は、所得譲与税が廃止され、対前年度比50.2%減の1億600万円を計上いたしました。

地方交付税は、国においては4.4%減の見通しですが、当町では新型交付税の導入や基準財政収入額の伸びなどを考慮し、普通交付税は前年度実績の約7%減の17億3,600万円、特別交付税は昨年度と同額の9,000万円を計上し、前年度比では4,400万円、2.4%の減といたしております。

分担金及び負担金は、児童福祉費負担金において、保育園保護者負担金を改定することとして、8,571万8千円を計上し、分担金及び負担金総額で、対前年度比では258万4千円、2.8%の減といたしております。

国県支出金は、石鉢保育園の定員拡大等のための施設整備事業や榊山団地移転新築事業などの各事業の関連において計上したものであります。

繰入金是对前年度比16.8%減の3億4,842万3千円を計上いたしました。

内訳としましては、財政調整基金から2億8,413万4千円、減債基金から公債費の元利償還金に充当するため4,009万2千円、公共下水道事業償還基金から公共下水道の公債費の元利償還金に充当するため2,377万5千円、畜産総合対策事業基金から42万2千円を繰り入れするものです。

諸収入は、八戸地域広域市町村圏事務組合交付税返還金4,481万4千円、田代小中学校組合交付税再配分1,706万9千円、学校給食費保護者負担金7,874万9千円等を計上いたしました。

町債は、石鉢保育園施設整備事業債 2,990 万円、道路整備事業債 9,160 万円、公営住宅建設事業債 1 億 5,450 万円、臨時財政対策債 1 億 8,570 万円等、合計で 5 億 380 万円を起こすものであります。

次に歳出であります。総務費は、構成比 19.7%の 10 億 546 万 5 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、総務費に旧小舟渡及び田代児童館並びに旧登切小教員住宅解体工事 757 万 6 千円、企画費に八戸地域広域市町村圏事務組合負担金 3 億 9,506 万 2 千円、町私道等整備事業費補助金 2,000 万円、協働のまちづくり支援事業費補助金 575 万 8 千円等であります。

民生費は、構成比 22.9%の 11 億 6,933 万 1 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、社会福祉費に町社会福祉協議会補助金 2,538 万 9 千円、郡福祉事務組合負担金 2,638 万 7 千円、重度心身障害者医療費 3,300 万円、身体障害者施設支援費 1,895 万 7 千円及び知的障害者施設支援費 7,431 万 5 千円、老人福祉費に県後期高齢者医療広域連合負担金 401 万 9 千円、老人保健特別会計繰出金 8,165 万 8 千円、介護保険特別会計繰出金 9,805 万 5 千円、児童福祉費に保育所施設整備費補助金 1 億 1,765 万 1 千円、特別保育事業委託料 3,308 万 8 千円、児童手当 1 億 1,191 万 5 千円、保育園運営費 3 億 8,081 万 1 千円等であります。

衛生費は、構成比 6%の 3 億 736 万 9 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、保健衛生費に国民健康保険特別会計繰出金 9,580 万 4 千円、予防接種委託料 1,945 万円、乳幼児医療費給付費 1,200 万円、住民検診委託料 2,813 万 7 千円、ごみ収集委託料 2,733 万 1 千円、八戸圏域水道企業団施設整備費負担金 1,036 万 8 千円、八戸圏域水道企業団施設整備費出資金 3,317 万 7 千円等であります。

農林水産業費は、構成比 4.2%の 2 億 1,668 万 6 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、農業費に中山間地域等直接支払交付金 1,422 万 8 千円、八戸平原開発事業関連負担金 6,245 万 5 千円、農地・水・農村環境保全向上活動支援交付金 83 万 1 千円、農村振興基本計画策定業務委託料 398 万 2 千円、林業費に階上岳保管理事業費 1,398 万 8 千円、森林整備地域活動支援交付金 962 万 5 千円、水産業費に小舟渡漁港漁村再生交付金事業負担金 1,000 万円、いちご煮祭り実行委員会補助金 600 万円等であります。

商工費は、構成比 0.3%の 1,290 万 6 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、商工費に町商工会補助金 230 万円、階上ブランド推進

事業費 728 万 8 千円等であります。

土木費は、構成比 13.2%の 6 億 7,576 万 5 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、土木管理費に道路台帳補正委託料 700 万円、漁業集落排水事業特別会計繰出金 3,347 万 8 千円、道路橋梁費に除雪作業委託料 3,383 万 8 千円、町道維持補修委託料 2,500 万円、道路維持工事 2,000 万円、道路新設改良費 1 億 2,643 万 2 千円、住宅費に公営住宅建設事業費 2 億 9,252 万 6 千円、都市計画費に公共下水道償還基金積立金 1,750 万 5 千円、公共下水道事業特別会計繰出金 3,339 万 8 千円等であります。

消防費は、構成比 0.5%の 2,339 万 6 千円を計上いたしました。

教育費は、構成比 12.9%の 6 億 5,903 万 7 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、教育総務費に田代小中学校組合負担金 2,088 万 2 千円、定期バス学生利用委託料 1,540 万 1 千円、奨学資金 1,764 万円、階上中学校耐震設計委託料 570 万円及び大規模改造実施設計委託料 809 万 2 千円、社会教育費に放課後子ども教室推進事業費 148 万 5 千円、保健体育費に給食材料費 7,942 万 4 千円、道仏体育館の耐震診断委託料の 203 万 1 千円、町民プール改修工事 2,471 万 7 千円等であります。

公債費は、構成比 18.5%の 9 億 4,309 万 8 千円を計上いたしました。このうち、長期償還元金は 7 億 3,910 万 5 千円、長期償還利子は 2 億 276 万円であります。

予備費は、1,494 万 5 千円を計上いたしました。

以上申し上げました歳入歳出予算につきまして、性質別に分類しますと、義務的経費は、前年度比 1.3%増の 24 億 6,794 万 8 千円となり、予算総額に占める割合は 48.3%となりました。

次に投資的経費は、前年度比 76.4%増の 6 億 8,395 万 3 千円となり、予算総額に占める割合は 13.4%となりました。

次に、物件費や補助費等と言ったその他の経費は、4.2%減の 19 億 5,509 万 9 千円となり、予算総額に占める割合は、38.3%となりました。

第 2 表債務負担行為は、八戸平原地区国営土地改良事業負担金について、債務負担行為を設定するものであります。

第 3 表地方債は、石鉢保育園施設整備事業をはじめ、八戸圏域水道施設整備出資、小舟渡漁港漁村再生交付金事業、道路整備事業、公営住宅建設事業、臨時財政対策等合わせて 5 億 380 万円を起こすものであります。

議案第 9 号 平成 19 年度国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます

す。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 7,493 万 8 千円とするものです。

今年度は、保険財政共同安定化事業と適正な保険税率による国保財政の安定的運営と町民の健康づくりを積極的推進し、適正な保険給付を図るため編成しました。

それでは、歳入歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳入は、国民健康保険税に 5 億 3,915 万 8 千円、国庫支出金に 4 億 7,496 万 5 千円、療養給付費等交付金に 2 億 3,281 万 5 千円、県支出金に 8,572 万円、共同事業交付金に 2 億 4,591 万 6 千円、繰入金に 9,580 万 4 千円を計上致しました。

歳出は、保険給付費に 10 億 5,690 万 3 千円、老人保健拠出金 2 億 2,723 万 9 千円、介護納付金に 1 億 2,075 万 8 千円、共同事業拠出金に 2 億 4,684 万 6 千円、保健事業費に 374 万 7 千円を計上致しました。

議案第 10 号 平成 19 年度階上町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 3,044 万 6 千円とするものです。

歳入の主なものは、支払基金交付金に 4 億 6,465 万円、国庫支出金に 3 億 737 万 6 千円、県支出金に 7,675 万 8 千円、繰入金に 8,165 万 8 千円を計上致しました。

歳出の主なものは、総務費に 418 万 2 千円、医療諸費に 9 億 2,520 万円を計上致しました。

議案第 11 号 平成 19 年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 4,078 万 4 千円とするものです。

歳入の主なものは、使用料及び手数料 730 万 4 千円、一般会計からの繰入金 3,347 万 8 千円を計上致しました。

歳出の主なものは、廃水処理施設の管理に伴う経常的経費 954 万 4 千円、公債費 3,103 万 9 千円を計上致しました。

第 2 表債務負担行為については、水洗便所改造等資金斡旋制度により利子補給及び金融機関への損失補償の債務負担行為であります。

議案第 12 号 平成 19 年度階上町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 2,124 万 1 千円とするものです。

歳入の主なものは、保険料に 1 億 3,554 万 1 千円、国庫支出金に 1 億 6,622 万円、

支払基金交付金に 2 億 1,801 万 1 千円、県支出金に 9,976 万 7 千円、繰入金に 9,805 万 5 千円を計上致しました。

歳出の主なものは、総務費に 1,295 万 1 千円、保険給付費に 6 億 9,914 万 7 千円、地域支援事業費に 783 万 6 千円を計上致しました。

議案第 13 号 平成 19 年度階上町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 7 億 6,340 万円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金 3 億 6,300 万円、一般会計からの繰入金 3,339 万 8 千円、公共下水道事業債 3 億 6,700 万円を計上致しました。

歳出の主なものは、公共下水道事業費のうち、委託料に菅梁、中継ポンプ場等の設計及び工事監理委託料 5,650 万 2 千円、工事請負費に菅梁埋設、処理場及びポンプ場建設工事費 6 億 4,146 万 7 千円、保障補填及び賠償金に水道移管、ええ、水道管移転補償 1,003 万 6 千円等、公債費に元金及び利子償還金 2,377 万 7 千円を計上致しました。

第 2 表継続費については、石鉢、東平中継ポンプ場及び茨島浄化センター処理場の機械・電気の製作、据付工事を 2 ヶ年で行うものです。

第 3 表地方債については、公共下水道事業に係るものであります。

議案第 14 号 階上町副町長定数条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、副町長の定数を定めるため提案するものです。

議案第 15 号 階上町協働のまちづくり条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、町が町民、事業者及び議会とともに役割や責任を明らかにし、協働のまちづくりについて、取り組む仕組みや方針などの所要事項を定めるため、提案するものです。

議案第 16 号 階上町就学指導委員会条例の制定について、議案第 17 号階上町社会教育指導員条例の制定について、議案第 18 号階上町文化賞表彰審議会条例の制定について、議案第 19 号階上町スポーツ賞表彰審議会条例の制定について、議案第 20 号階上町小作料協議会条例の制定について及び議案第 22 号階上町、階上営住宅入居者基準審査会条例の制定についての 6 議案について、ご説明申し上げます。

本案は、規則等で定めていた委員等について、非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例との整合性を図る必要があることから、条例の制定が必要とな

ったため、提案するものです。

議案第 21 号 階上町営放牧場条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、階上町営放牧場の設置及び管理について所要事項を定めるため提案するものであります。

議案第 23 号 階上町表彰条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 25 号階上町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についての 2 議案について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正等に伴い、所要の整備をするため、提案するものです。

議案第 24 号 階上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、開示請求する者について、誰でも請求できるように改めるため提案するものです。

議案第 26 号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、非常勤特別職の設置及び名称を整理するため提案するものです。

議案第 27 号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、特別職の職員の給料を日割で支給する場合の計算方法を改め、その他所要の整備をするため、提案するものです。

議案第 28 号 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、教育長の給料月額及び期末手当支給割合を改め、その他所要の整備をするため提案するものです。

議案第 29 号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、国家公務員等の給与改定に伴い、所要の整備をするため提案するものです。

議案第 30 号 階上町職員等旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町職員等、特別職の職員及び町議会議員の旅費の支給について、日当の廃止、宿泊料の見直しなどのほか、所要の整備をするため提案するものです。

議案第 31 号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 32 号階上町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、所要の整備をするため提案するものです。

議案第 33 号 階上町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例により、本町が処理することとされた、煙火消費許可申請に係る手数料を定めるため提案するものです。

議案第 34 号 階上町税外諸収入滞納金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、所要の整備をするため提案するものです。

議案第 35 号 階上町石鉢ふれあい交流館条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、町が設置した公共施設について、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる場合、施設の使用を制限するため提案するものです。

議案第 36 号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町国民健康保険税の医療分の所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ改定するため提案するものです。

議案第 37 号 階上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町が行う漁港の管理について、所要の整備をするため提案するものです。

議案第 38 号 階上町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町営住宅入居者基準審査会の制定に伴い、所要事項の改正をするため提案するものです。

議案第 39 号 階上町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町防災会議規定について、所要の整備をするため提案するものです。

議案第 40 号 階上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、所要の整備をするため提案するものです。

議案第 41 号 階上町に収入役を置かない条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、収入役を廃止するため提案するものです。

議案第 42 号 町道路線の認定、変更について、ご説明申し上げます。

本案は、町道駅前・榊線、町道端・国道 45 号線及び百目木・屯所線について新たに認定し、国道 45 号・天当線については路線変更するため提案するものです。

議案第 43 号 三戸郡福祉事務組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、組合規約を変更する必要があるため提案するものです。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程においての質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決下さるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。(町長降壇)

議長（桑原一夫君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月6日は休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、3月6日は休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、3月7日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(散会時刻 午前 10 時 50 分)

平成19年第1回階上町議会定例会 第2日目

議事日程第2号

平成19年3月7日 午前10時2分開議

日程第1 議案撤回の件

日程第2 一般質問

日程第3 報告第1号 専決処分した事項の報告について
(茨島浄化センター建設工事その4請負契約の一部変更
契約の締結について)

日程第4 議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(三戸郡町村会館管理組合規約の一部を変更する規約制
定について)

日程第5 議案第14号 階上町副町長定数条例の制定について

日程第6 議案第15号 階上町協働のまちづくり条例の制定について

日程第7 議案第16号 階上町就学指導委員会条例の制定について

日程第8 議案第17号 階上町社会教育指導員条例の制定について

日程第9 議案第18号 階上町文化賞表彰審議会条例の制定について

日程第10 議案第19号 階上町スポーツ賞表彰審議会条例の制定について

日程第11 議案第20号 階上町小作料協議会条例の制定について

日程第12 議案第21号 階上町営放牧場条例の制定について

日程第13 議案第22号 階上町営住宅入居者基準審査会条例の制定について

日程第14 議案第23号 階上町表彰条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第24号 階上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第25号 階上町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制
定について

日程第17 議案第26号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第27号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

日程第19 議案第29号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

日程第20 議案第30号 階上町職員等旅費に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

日程第21 議案第31号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 22	議案第 32 号	階上町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 23	議案第 33 号	階上町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 24	議案第 34 号	階上町税外諸収入滞納金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 25	議案第 35 号	階上町石鉢ふれあい交流館条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 26	議案第 36 号	階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 27	議案第 37 号	階上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 28	議案第 38 号	階上町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 29	議案第 39 号	階上町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 30	議案第 40 号	階上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 31	議案第 41 号	階上町に収入役を置かない条例を廃止する条例の制定について
日程第 32	議案第 42 号	町道路線の認定、変更について
日程第 33	議案第 43 号	三戸郡福祉事務組合規約の変更について
(追 加)		
日程第 34	議案第 44 号	階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1 番	加 藤	祐 君	2 番	重 文 字 勝 義 君
3 番	鹿 原 章 男 君		4 番	橋 場 敏 雄 君
5 番	高 松 久 美 子 君		6 番	石 川 清 人 君
7 番	山 田 恵 治 君		8 番	土 橋 信 夫 君
9 番	郷 州 公 典 君		10 番	松 森 蒿 君
11 番	佐 京 登 君		12 番	畑 中 弘 實 君
13 番	大 前 典 男 君		14 番	木 村 勝 彦 君

15 番 金 沢 啓 一 君

17 番 荒 道 鶴 造 君

18 番 桑 原 一 夫 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	助 役	高 谷 清 孝 君
教 育 長	村 上 富 士 夫 君	総 務 課 長	浜 谷 義 勝 君
町 民 課 長	林 貢 君	保 健 福 祉 課 長	鳩 文 男 君
産 業 建 設 課 長	中 城 功 君	教 育 課 長	工 藤 靖 夫 君
総 務 G L	上 博 文 君	企 画 G L	高 橋 信 一 君
税 務 G L	寅 谷 信 廣 君	戸 籍 住 民 G L	池 田 隆 君
保 健 福 祉 G L	浜 谷 操 君	産 業 振 興 G L	川 向 達 人 君
建 設 G L	田 中 昇 君	出 納 室 長	中 村 豊 志 君
教 育 G L	小 沢 勝 君	中 央 保 育 所 長	佐 々 木 忠 弘 君
代 表 監 査 委 員	志 民 安 之 助 君		

職務のための出席者

議 会 事 務 局 長	梨 子 謙 一 君	総 務 課 総 括 主 幹	地 代 所 康 二 君
総 務 課 総 括 主 幹	長 根 工 君		

開会の宣告

午前 10 時 2 分

開議の宣告

午前 10 時 2 分

議長（桑原一夫君） ただいまの出席議員は 17 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案撤回の件を議題といたします。

提案者から、議案の撤回理由の説明を求めます。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長 浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） ええ、それでは、一般質問に入る前に撤回の申し入れをしたいと思います。ええ、議案第28号 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条件の制定についての議案撤回について、ご説明申し上げます。

本案は、教育長の給料月額及び期末手当支給割合を改め、その他所要の整備をするため提案いたしました。が、教育長の給料月額及び期末手当支給割合について、職務職責のあり方も含めて、給料等の適正化を図るため撤回するものであります。

以上でございます。

議長（桑原一夫君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案撤回の件は、許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案撤回の件は、許可することに決定いたしました。

日程2、一般質問を行います。

順次質問を許します。

3番、鹿原章男君の質問を許します。

3番（鹿原章男君） 3番、鹿原です。（鹿原議員 登壇）

3番（鹿原章男君） 今、定例会において、一般質問の機会を与えていただきました。誠にありがとうございます。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず一点目、郵政局で行政事務の取扱いについて伺います。

平成13年12月に施行された「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」により、郵便局において戸籍謄本、納税証明書、住民票の写、印鑑登録証明書の交付等の事務ができるいわゆる「ワンストップサービス」が開始されております。

町内には、階上郵便局、階上駅前郵便局、陸奥田代郵便局の3局ありますが、現在、この制度が採用されておられません。役場から遠距離に居住する住民は大変不便を感じておられると思います。この制度を採用すれば、地区の郵便局で利用でき、いちいち役場までくる必要もなく非常に利便性が向上すると思います。また、行政サービスの向上にもなると思うが、この制度の活用を町として検討されてるかお伺いいたします。

二点目、自主防災組織の立ち上げの指導及び防災士の育成についてでございます。

最近の災害は、地球の温暖化現象等諸々の原因により、予想できないような災害が発生しております。このような災害時に頼りになるのが地域の防災組織でございます。

平成16年の新潟県中越地震では、防災士の方が住民の避難を指示する区長の支援に回り、停電の中、発電機や投光器を稼働し、その地区には怪我等がでなかったそうです。

災害時の自主避難など、被害を小さくする防災組織の役割は大きく、公的機関が被災地に着くまで、地域にいる人が対応することが重要だとされております。

そこで、自主防災組織の立ち上げ、立つ上げ等は地域で対応すべきものでありますが、階上町協働のまちづくり支援事業の中で、防災組織の立ち上げ指導、及び防災士の育成を進めていただきたいと思います。以上で壇上からの質問終わります。

（鹿原議員 降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長 浜谷豊美君。（町長 登壇）

町長（浜谷豊美君） ええ、それでは鹿原議員の質問にお答えをいたします。

まず、「郵便局での行政事務の取扱について」であります。ご案内のとおり、平成13年12月1日から役場の一部事務が郵便局で行えるようになりました。住民にとりましては、身近な郵便局において戸籍謄本等の証明書の交付が受けられることになれば利便性は向上し、またニーズも高いものと思われます。

しかしながら、役場以外の窓口で個人情報にかかわる事務を取り扱うことになるため、プライバシーの保護について十分な配慮が必要であること、そしてまた、代理人による請求ができずに本人に限定されること、また、機器の設置費用や郵便局

に対する手数料などの新たな経費が発生するということなどの制約もございます。

一方では、高齢者等の生活状況の確認、廃棄物の不法投棄に関する情報提供といった、まあ、こういったことを郵便外務職員の方を活用したサービスというのも非常に有益であると考えております。

ええ、現在のところ、郵便局を活用した事務の実施について具体的には検討いたしてはおりませんが、将来的には、町民のニーズを把握したうえで、先ほど申し上げましたようにコストなどの制約あるいは、地理的な地条件的条件など、町施設を含めて総合的に検討してみる必要があると考えているところでございます。

ええ、次に、「自主防災組織の立ち上げの指導及び防災士の育成について」お答えいたします。

議員ご案内のとおり、阪神・淡路大震災や新潟中越地震の例にみてもわかるとおり、大規模災害時には、防災機関や公共施設そのものが被害を受けて、役場や消防などの防災機関による対応に限界が生じる場合があります。

こうした状況下においては、地域住民が相互に助け合って、出火防止、それから被害者の救出援護などを組織的に行うということが、被害の軽減に大きな役割を果たすこととなります。このため、コミュニティづくりを推進して、地域ぐるみで防災力の向上を図っていくということが必要になります、そういうことから自主防災組織の充実が求められていると思っております。

当町においては、火災予防を目的とした婦人消防クラブが6地区で組織されておりますが、町内会単位ではまだ組織されておられません。今後は、町内会単位での自主防災組織の結成とか、あるいは防災士など地域の防災に関するリーダーが育つように町内会等の指導及び支援をして参りたいと考えております。

なお、自主防災組織の立ち上げの際に必要な資機材等にかかる経費については、助成制度の斡旋や協働のまちづくり事業などで支援をして参りたいと考えているところであります。以上でございます。（町長 降壇）

3 番（鹿原章男君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 3 番 鹿原章男君。

3 番（鹿原章男君） ハイ。ええまずあの、行政事務の郵便局の取扱いでございますけれど、ええ、確かにあの、いろいろ調べてみたらですね、経費は掛かるようで

はございます。

で、ただ、町長は、まあ、当初メリハリのある行政を行っていくんだとそういうことでございまして、で、まずあの、コストが出来る、出来ないということではなく、やはりいかにして、あの、住民にサービスしていくかと、こういう点を重点的にもう少し考えていただきたいなあ、と思っています。で、あの、一応、経費的にはですね、リースをやった場合では月まず、役場、それから局で、一応 10 万円ぐらいで、月額ですよ、これであの一、専用のファックスをあの一、配置できると、こういうふうになってます。それから先ほどあの、プライバシーの侵害というあの、字句が回答がございましたけど、これについてもですね、まああの、やはりその、今の時代にですねええ、プライバシーの侵害を考えない業務というのはほとんどありません。特にまあ、郵便局なんていうのは、今までは、まあ、今もまだある程度の公務員というような形をとっておりますけどもですね。まあ、10 月になれば民営化とこうなりますけども、そのプライバシーの侵害というものに対しては私はええ、全然心配はないだろうと、このように思っております。

もう一つですねええ、あの、これはあの、通告とはちょっとかけ離れますけどもですね、ええ、まず、行政のサービスの向上のことで、お答えを願えばよろしいと思っておりますけども、ええ、石鉢ふれあい交流館ここにですね。この、各種証明の専用ファックスを付ければ、あそこでは十分出来る、しかもあそこには、役場の職員がええ、常駐している。たとえば手数料とかそういうものは、ないだろうと、まあ、郵便局と違ってですね、そう思いますのでその点も一つ考慮にしてええ、これから検討していただきたいな、と、こう思ってます。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ハイ、ええ、鹿原議員の再質問にお答えいたします。

ええ、コスト面だけでない住民サービスをこれは、もう、行革の中で、基本的なああ、指針でございます。ええ、そう言った中でええ、住民サービスを出来るだけええ、していきたいという思いもございます、ええ、そう言った事から現在ええ、各地区において、町の窓口でどの程度利用されているかも含めましてですね、そしてええ、各町内のお一、階上町内の各地区の利用状況についてもいろいろと、デー

ターを取りながらあー、これから検討していく材料として進めているところでございます。

まあ、そういったことでええ、具体的に進む段階になるとリース料等もこれは当然出てきますが基本的にはその内容も含めて、そして、先ほどプライバシーの保護については、是はもう言われなくても守秘義務というのは、ある訳でございます。ええ、それ以上にも増して又、ええ、諸証明ということになりますと、さらにより一層の慎重さが求められる訳もございます。ええ、まあ、そのことも併せて町とすれば、考えてええ、いただきたいと思っているところでございます。それから、ええ、最後に触れられました石鉢のふれあい交流館の利用というふうなことだろうと思うんですが、先ほど、申し上げましたように、町とすれば郵便局も含めそして、ええ、町施設を含めて利用ということだろうと思うんですが、ええ、先ほど、申し上げましたように、町とすれば郵便局も含め、そして、ええ、町施設も含めてというところでまず、郵便局、そして町内の人口の大半を占める蒼前地区の利用者の利便も考える必要があるかなあ、ということも、配慮しつつこれは検討していきたいと考えているとこととでございますので、ご了承いただきたいと思います。以上でございます。

3 番（鹿原章男君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 3 番 鹿原章男君。

3 番（鹿原章男君） ハイ。ええ、自主防災の件でございますけれど、ええ、鹿児島県ではあの 17 年度からですね、ええ、地域防災推進養成講座というのを始めております。これは地域の防災リーダーを育て、自主防災組織の立ち上げや育成を進めてもらうことを目標として、そしてまた自主防災組織の立ち上げのリーダーとなるものをこう養成すると、こういう狙いがあるってあの進めている事業なんだ、そうでございます。でまあ、当局でもですね、ええ、養成事業を始める必要があると思います。でまあ、これはもう、簡単には出来るものではないと思うんですがたとえば、町独自であの、その事業が無理だと、こういうことになった場合はですね、ええ、近隣の市町村と連携であの、立ち上げる、こういうことをやっていただきたい、今この行動を起こすべき時期だと思いますけれども、よろしくお願いします。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ハイ、お答えをいたします。ええ、まあ、あの、他県、他市町村等での、ええ、事例等も十分勉強させていただきながら、まあこの、基本的には町としても、おお、こういう時期にきているだろうなあ、というようなことからですね、ええ、この方法論につきましては、また検討しながらできるだけ早期に進めていきたいという、取り組んでいく考えでございます。以上でございます。

3 番（鹿原章男君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 3 番 鹿原章男君の発言は既に 3 回に及びましたが、会議規則第 55 条の但し書きの規定により、特に発言を許します。3 番、鹿原章男君。

3 番（鹿原章男君） ええ、あの、行政はあの最大のサービス産業であると、こう言われている時節でございます、で、こういう中では、ええ、今私が思うには、ええ、行政が、改革のもとにですね、ええ、行政サービスが、低下縮小されていると、このように私が考えておる訳でございますので一つあの、まず、あの、まあ、行政サービスと言えはあの予算、そういうことが、まずあの、考えられることでございますけれど、まず、そういうコストに考えない、あの、捉われない一つのサービスをこれから構築していただきたいとそう思います。回答は要りません。

議長（桑原一夫君） 以上で 3 番、鹿原章男君の質問を終わります。

8 番 土橋信夫君の質問を許します。

8 番（土橋信夫君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 8 番 土橋信夫君。（土橋議員 登壇）

8 番（土橋信夫君） 平成 19 年 3 月定例会議において、一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。通告に従い一般質問いたします。

まず、町道等の整備計画について質問させていただきます。

町のこれまでの説明では、普通建設事業の実施については基金の取り崩しでしか事業対応ができないほど財政的に厳しい状況であることが説明されています。平成17年度の決算書から道路新設改良費を見ると執行額が3億6,900万で翌年度繰越明許費約3,600万となっています。このうち道路整備事業債が繰越明許費を含めて1億9,300万ほどです。平成18年度では、予算措置として道路新設改良費2億8,800万歳入としての町債は1億9,700万を発行しています。町民の日常の中で一番利用する公共施設は道路であります。私たちは町民の方が、町民の方々から道路整備の要望の声に対して、さきほど言ったような内容の町財政の厳しい旨を説明して、そのうちに順序によって整備が回ってくるまでは、我慢してもらうしかありませんねって、いう形の説明しかできないわけでございます。蒼前地区に見られるような数多くの未整備生活路線その他の地区においても道路の破損が著しく要整備の道路が沢山あります。しかしそのような状況の中にも、町内全般を見ればところどころで、道路工事が進められており、立派な道路が整備されている地区もあります。10年近くも整備路線がない地区もあり、1年に複数の路線を整備しているところもあります。町民は整備計画の詳細もわからない訳ですから、日常利用する公共施設の道路の整備状況において、出来るだけ不公平感のないような、行政をしていただきたいと思います。それでどのような基準で整備路線を決定していくものか、また、整備路線を決定するにあたって、どのような優先順位を設けているのか、お伺いしたいと思います。

このことに関して、過去4年間の整備状況がどうなっているのか。

二つ目として現在整備予定の計画路線について。

三つ目として、これからの整備路線の優先順位について。

お答え、お願いしたいと思います。

二つ目の質問でございます。

今後の生活廃水の処理計画についてを質問いたします。本町は現在都市計画区域での公共下水整備事業を実施しているところであります。これが供用されることによって町民の快適環境の実現に一步近づき、一日でも早い早期の完成が待たれるところです。また、東部地区の一部では漁業集落排水対策事業が整備され生活環境の向上とともに海の汚染防止に多大な貢献をしております。しかしながらその他の多くの行政区では、生活の排水処理対策が遅れ、遅れており不衛生な生活環境の改善が求められています。今後どのような計画のもと対策を考えておられるか、町長の

お考えをお伺いいたします。

三つ目の質問です。

町営住宅榊山団地建設計画について、お伺いします。

公営住宅としての榊山団地の建設事業、平成 19 年度に実施する旨、計画の説明を受けております。建設工事にあたっては特定財源としての国庫補助金がええ、見込まれるとしても、3 億円近い事業費のうちかなりの部分を起債に依存する計画のようですが財政の健全化必須の行財政改革のさなかにあって多大なリスクを負ってまで、事業を実施しなければならない必要性をお伺いします。また、このような財政状況の中にあって、適正な費用対効果を十分に勘案し計画されたと思うが、榊山団地の今後の経営計画についてお伺いします。

以上 3 点について、町長のお考えをお伺いして、壇上からの質問といたします。

どうも、ありがとうございました。(土橋議員 降壇)

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(桑原一夫君) 町長 浜谷豊美君。(町長 登壇)

町長(浜谷豊美君) ええ、それでは土橋議員の質問にお答えをいたします。

まず、はじめに第 1 点目の、ええ、生活道路や集落道の整備計画についてであります。町内の道路整備につきましてはこれまで地域の要望を踏まえ、その必要性を十分に調査検討の上、実施してきたところであります。しかし、議員ご存じの通り、財政が厳しくなっている今日、地域の要望に必ずしも答えられない状況にあります。そのような中で平成 14 年から 17 年までの過去 4 年間の整備状況であります。維持工事は排水及び舗装修繕等合せて 48 件で事業費が 1 億 4,500 万円、新設改良費は補助及び単独事業合せて 18 路線、事業費が年間約 12 億 7,100 万円となっております。現在整備を予定している計画路線は維持工事ではガードレール等の交通安全施設整備や蒼前東八丁目地内の舗装維持など 4 件で合せて 2,000 万円、新設改良工事では、継続事業の国道 45 号天当線など 6 路線、合せて 1 億 1,000 万円を計画しております。ええ、これらの整備路線の優先順位につきましては前段に申し上げました通り、各地域から数多くの要望が出ています中で、主要幹線道路、その他の道路の順に緊急性の高いもの、用地等の協力が容易に得られるものを計画的に実施して参ります。

ええ、次に第2点目の生活雑排水の整備計画についてであります。本町においての生活雑排水等の汚水処理については、公共下水道事業、漁業集落排水事業、農業集落排水事業、合併浄化槽設置事業により、実施していくこととしています。平成11年に大蛇地区漁業集落排水施設が完成いたしまして、また石鉢、赤保内処理区の公共下水道整備については平成21年の一部許容開始に向け工事を進めているところであります。今後も計画的に整備をして参る所存でございます。また、合併浄化槽については平成15年度に県が補助率を3分の1から6分の1に引き下げたことに伴い町負担金分が増えたため平成16年度に町の補助金交付要綱を改正し、単独浄化槽、または、汲み取り式からの転換の場合のみを対象としたことによりまして年々設置基数が減少傾向にあります。今後は広報誌への掲載のみならず設置業者や建築業者への協力依頼など住民への周知徹底を行い普及の拡大を図り生活環境の向上に努めて参りたいと考えております。

次に、第3点目の「町営住宅榊山団地建設計画について」であります。本事業につきしては、これまで建設検討委員会、議会等において検討していただき、新年度工事の実施に向けて所要の予算を計上したところであります。

ご質問の事業実施の必要性についてであります。公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で賃貸すること等により、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することが目的であります。

現在の榊山団地は築30年を経過し耐用年数も過ぎ、さらには三陸はるか沖地震により便槽及び外壁等にひびが入るなど、老朽化が進んでいることなどから、町の行政改革のひとつに挙げられました。また一方では、駅前中央団地の活用を図るため地区検討委員会を設置し、協議をしてきたところであります。その後、地元3行政区長連名による榊山団地の存続を求める陳情書が町及び町議会に提出され、平成16年12月町議会において採択となり町へ早期実現の要請がされました。

町はこれらを受け現状維持か新設かその方向を決めるべく、平成16年に建物の老朽度調査を実施したところ、改修には1億3,200万円という多額の費用を要することや、土地の使用貸借期限が迫っていることなどから、議会と協議を重ねた結果、駅前中央団地の土地活用の面からも移転新築の方向となり、建設に向け新年度予算に建設費を計上した次第であります。

次に、「今後の経営計画について」であります。計画期間25年間の収支試算では、収入については、家賃収入、家賃対策補助金として(10年間)、そして浄化槽使用料などを含めた収入総額は1億6,851万円であります。

支出については、起債の償還金、火災保険料や維持管理費等の支出総額は2億4,312万円余りで、収支差引き額は7,461万円の支出超過となります。

単年度収支では、年間約298万円の町負担となりますが、福祉の向上と住宅環境の整備が図られるという意義も大きいものと考えております。以上でございます。

(町長 降壇)

8番(土橋信夫君) ハイ。

議長(桑原一夫君) 8番 土橋信夫君。

8番(土橋信夫君) ハイ、町道の整備の、ええ、優先順位、緊急性、道路の用地の確保がされているかどうかという話ですけども、ええ、私が16年から道路整備の地域的な契約がどうなっているのか、調べましたところ平成16年、蒼前、石鉢、野場中、道路ですから一つの地区から一つの地区へまたがっていくんで、どこからどこまでということはなかなか我々素人では、わかりませんから一つの地区として、エリアとして捉えて調べた場合ですね。平成16年蒼前、石鉢、野場中地区1億7,874万円これは新設改良費の工事費、15節の工事費です、道路の排水も含まれます、赤保内地区1億3,931万3千円、東部地区、東部地区というのは、要は大字道仏の中に入る7部落、7行政、8,566万9千円、16年、鳥屋部地区、金山沢地区、平内地区、田代地区、晴山沢地区、ほとんどゼロですね、平成17年度、蒼前、石鉢、野場中地区1億1,239万3千円、この年赤保内はやっていなくて赤保内は下平線、下平・蒼前線とかですねその辺がちょっと道路のどこまでが行政区かわからないですけども、赤保内はほとんどなし、鳥屋部地区が8,039万8千円、鳥屋部地区、登山口・石ノ倉線補修工事321万3千円、平内・百目木路線1,300万、1,380万7千円、金山沢地区水処理入れて3,321万1千円、他なし、平成18年度12月までの実績、蒼前、野場中、石鉢地区4,447万1千円これはほとんど道路排水ですね赤保内、1億とび427万5千、東部地区さきほど言った7集落1億8,485万、金山沢地区4,100万、鳥屋部ゼロ、晴山沢、中屋敷・岳線おそらく晴山沢だと思うんですけども、維持災害131万2千円、田代付け替え道路210万、平内・百目木線の継続1,407万、こういう状況ですね。その緊急性、用地のたとえば確保されているかどうかを勘案してこういう結果としてこういう形になったと思うんですけども、たとえば、凍上被害の舗装の工事がその、それも地域に片寄っている、それも凍上被害

がその地域に片寄って、こうあったものかどうか分かりませんが、そういう、あの、融通性とかですね、必要性、あるいは、その、どこの地区です、あの、ほんとに困窮しているかっていう、ことを十分に勘案してやられているのか、数字的に見る限りにおいては、鳥屋部を含む西部地区は殆どされていない、町長からその辺、もう一回説明をお願いします。それから生活廃水の処理計画ですけども、以前、集排のですね計画があったと言っていることを聞いていましたが今回その説明がなかったんですけどもたとえば、都市計画法に基づくですね、下水、公共下水道の整備地域を終わって事業が完了してから、違うほうに取りかかったら、こりゃあ、我々が生きている時代に来るかどうかわかんない訳です。で、平行してどの程度こう、やれる、もう、全くやる考えがないのか、あるいは合併浄化槽つまり、公共下水道のその、整備地区ならびに、漁業集落排水を整備している地区には対象外ですよ、また新築についても県の補助の、特定財源が減ることによって町の負担が増加、増大することによって、新築を認めなくて改築にしていますよということですね。そういう、たとえば、過大な事業費が見込まれる集排つまり、漁業集落排水対策事業においても多額の一般財源からの繰り出しをやっている訳ですので経営的に非常に大変だというのは判ります。そうしたならば、そうしたらですね、合併浄化槽でもって基本的に対応していくんだとすれば、それを県の助成の特定財源がその少なくなったから、町がその新築を止めたとかですね、そういうことじゃなくて、その本格的な形で合併浄化槽でもってかわっていくとすれば、それなりのいわゆる、行政のですね姿勢があっても当然だわけですけども、現在の合併浄化槽、平成14年は決算額で1,770万、まあ、厳密に言うと1,776万3千の予算額に対して決算額ほぼ、予算執行されています。平成15年1,181万4千円に対して、これも決算額でほぼ執行されている、平成16年執行残がどんどん残っているんですね。結局その、半分予算。予算を立てて、1,181万4千円を5ヵ年計画で毎年こう、予算化しているんだけど、どんどんどんどん、約半額予算執行残が残っているわけですよ。先ほど、町長がいろいろな、手段を講じて周知の徹底を図る、ということなんですか、それでも、せいぜい28基ですよ、28基、全部やられてもですよ。ですから町の姿勢として公共下水、魚集あるいは農集の、おお、そこがですね出来ないというそれ以外は出来ないというのであれば、基本的な姿勢として合併浄化槽をもっともっと普及させていくんだ、それには一定の特定、あの、特別な、事業としてですね、一般財源の投入も止むを得ないんだ、そのために環境を作っていくんだ、計画の中でも、うたっているじゃないですか、河川の浄化、そ

ういうことをやっていくには合併浄化層必要であるよということをうたって、事業をしているわけですので、それが、28基しか予算化していない、県が特定財源減ったから出来るだけ一般財源を使わないで不要にしているかどうかかわりませんが、結果は、そうなりますね、姿勢としてどうなのか、再度お伺いします。

それから榊山団地の件ですけども、まあ、再三必要性を言っているんですけども、公営住宅法第2条第2項地方公共団体が建設、買取り、または借上げを行い低所得者に賃貸または、転貸するための住宅及びその附帯設備でこの法律の規定による国の補助に係るものを言う、定義ですよ。つまり建設も対象になりますし、買取りも貸与もできるということです。そういう部分で検討したことあるんですか。つまり町長は、波及効果なりその、まあ、活性化を図るということなんですけども、私が調べた範囲内においては、階上町のアパートは石鉢の地区なんかは、ガラガラしている、もう地区的には赤保内地区はいっぱいだと思いますけども石鉢地区は学生の減等によってですね空家が沢山ある、ですから経営、アパート経営している人達って非常にこう、経営的に困っている。むしろ、この法律上の解釈から言うと、そういう所を借り上げてやるという方法も選択肢の一つに上げていいんじゃないかと思うんですけども、その辺は検討しているんですか。

もう一つ、団地の今後の経営ですけども、結局まあ、多大な赤字を背負ってまでも困窮している人達に対する住宅の確保が必要だということで、まあ、建てるんだということなんですけども、25年の償還見てですね。収支、先ほどの町長の話だと7,461万赤字を背負ってまで坪当たり48万程度の坪単価の住宅を建てる、しかも、土地そのものを中央団地を有効利用ということなんですけども、私にすればですね、空いている中央団地をもっと安く売ってもっと財源を確保したらいいんじゃないですか。そりゃあ、その、空いているからそこに建てるということでなく私の記憶だとね、30年前くらい整備に3,000いくらかけて整備した団地ですよ、そりゃあ入居率が低いから、空いているから、そりゃあ、もっともっと検討して地域の人達あるいは外部の人達が購入しやすいような単価をもう一度検討してそれで宅地として供給するということをやっているのかどうか、単なるこう遊んでいるから余っているからだけれどもそれは、貴重な財産だわけ、資産だわけですよ、それをただ余っているからそこに建てる、そういうその考え方というのはやりおかしいと思うんですよ、十分な形で財産処分して、ええ、今坪当たり7万の、たとえば単価、緑団地あるいはその、他の地区と比べて町が売った、分譲した宅地が果たし

てどうなのか、その後バブル弾けて地価が上がって、下がってですね、それで、そういうこう地価の売買の状況を勘案した形の検討をされているだろうか、その上でどうしてもまあ、使えない土地ということであれば止むを得ないですけど、余っているからそれを使うんだ、これもまたですね処分、つまり町財産の遊休地の処分とすれば適正な形でやられていないじゃないか、こう思うわけです。そこも併せてコメントしてください。お願いします。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ハイ。土橋議員にお答えを致します。

ええ、まず第1点目の町道の整備計画の中でええ、各地区ごとの数字的な金額の、おお、バランスを見た場合に数字を見るとそういう結果、条件になっているというようなお話でございますが、ええ、これは、上げられた平成16、17、18年度でございまして、ええ、その考え方の中でええ、まず今後のことも含めてでございますが災害あるいは、凍上災害、凍上被害、これはもう、想定してない事態でございましてこれについては、ええ、その発生箇所について町がそこを調査し、勿論議員、土橋議員は良くご存知かと思いますが国県の査定を受けてこれは実施されるものでございます。

ええ、そういったことから、これについては町でこの地域を重点的にというふうなのはまあ、あの、なかなか国では届きにくい、全地域は要望はいたしますが100%の対象にはなりにくいというふうな面もございますが、ええ、考え方とすれば、この地域ごとに1地区1件とかというふうな、そういうふうな考え方でいってもなかなか間に合わない状況でございますので、10年前から陳情等がされている件、それからその後要望された内容についてやっぱりその中で優先順位とかというものがどうしてもでてくる訳でございます。いろんな要件の中で地権者の同意がずっと前から取られているとはいいいながらもそうなるとう緊急性とかですね、こういった時にまあ、予算の内容から言ってそういう優先順位がつけられてきたものであろうとまず、こういう考え方できているというふうなことで、ええ、これまでの以前の内容についてはそのように伺っております、しかし現在の行財政の状況を見ますと私は、もっとこう引き締めていかなければならない、という中であって出来るだけ、

まず現在、国の方へ要請、要望しておりますのが中山間事業でございます。これについても確約されたものではございませんが出来るだけ町単でやるものよりは、補助事業を利用して少しでも経費の節減に努めていきたい、で現在、ええ、その申請中でございます。その状況も見合わせながらあくまでも、ええ、先ほど申し上げました諸要件を十分配慮して、あの、各地域1本ずつというところとかお話も簡単には出来ません。ええ、しかし、その実情等につきましてはそれぞれの中身を十分検討して進めていきたい、数字を見てええ、地域においてはゼロとかというところもございしますが、ええ、これはその実情を見れば数字にだけは表れないその、その年無くてもそれ以外の、それ以外でなくて、ええ、その何でそこが進んでないかという事情もありますので、金額でまず私は考えているものではございません。

それから2点目の生活雑排水の処理についての基本的な考え方でございますが、議員ご指摘のようにこの町で一番の大きな目玉であります公共下水道であります。これは正直言って財政のなかで一番大きな事業でございます。で、これが計画に取り組み事業を進めていったところでございますが、これまでも他の議員からもいろいろ議論もされて参りました。そして、その中で公共下水道と合併浄化槽の関係について、これは、もう私も本当に議論する時期にきているのかなとは、思っています。今、平成21年に一部供用開始に向けてまず、当面進んでいるわけです。でその部分については、取り合えず、それが最優先の課題でありまして、それを繋ぎながらその後については、あの、合併浄化槽とそれから公共下水道の今後の将来的な計画について本当に、抜本的にこれは、検討をして行きたいなあと、これは考えております。これはもう町の財政を考えたときに今の計画している事業をどこのどの内容で効率的に繋げ、そしてまあ、その対象区域外の地域の処理対策について当然これも考えてない訳ではないです。ただ財政を考えれば一緒に併行してスタートするということは同じ位の経費に係る、ですから今当面この21年供用に向けて、というふうな計画はできています。その先については本当にこれは、あの、皆さんと真剣に議論して公共下水道のあり方は他の町村の事例でもありますように町の将来の根幹に関ることとして重く受け止めてこれは検討して行きたいと考えております。ええ、その中で先ほど土橋議員の質問の中で合併浄化槽に取り組みや一般財源の投入も止む無しというご意見もいただきました、まあ、それはいずれその検討の中でやはり公共下水道プラスそれ以上のとは非常に財政を圧迫する要因でありますので本当にこれは両方合せて議論をして合併浄化槽への取り組みも検討していきたいというふうなことで考えてございます。

ええ、それから３点目の町営住宅榊山団地の建設計画についてであります、あ、失礼しました、いま、ええ、今のは公共下水道との関係の考え方について申し上げます。その前に合併浄化槽の現在、取り組んでいる合併浄化槽の県の特定財源が減ったというふうなことについて、ええ、町でそれを新築からリフォームだけにとすることで、ええ、変更したというふうな考え方でいいのか、そういうふうな事だと受け止めました。それでよろしかったでしょうか。ええ、これにつきましては、ええ、全員協議会でも議論をいただきました。いろいろと過去の経過について私もその内容について担当の方から聞いてまあ、わかったわけですが先ほど申し上げた理由で町の負担が増えるということから行革の考えからやはりそんな形にしたと私は伺っております。それでさて、これからどうするか、ということでございます。ええ、現在予定している基数がございます、５ヵ年計画でございます。で、これで予算取っているわけですがこれについては県からの新規リフォームの区別はないわけでございます。で、ええ、町としてそういう考え方でいかないと予定した額を、枠を超えるということであるというふうな処置をしたそうでございますが現実に消化されないで毎年繰り越ししている現状をどうするか、ここがですね、あの、予定枠を超えた申込があった場合にまず新築も認めた時にこれがここ数年の状況を見て見ますと実際設置している方が平成 17 年度で 66、16 年度 85、76、15 年度、14 年度、105、とかいうようになり、まあ、かなりといえますか、それだけの方が設置されております。その中で補助対象が、ええ、まあ、28 基に限定されているというふうなことで平成 15 年には、平成 14 年これは町で要綱を改正する前ですが、平成 14 年には 105 基設置されておりますがその内補助金は補助利用したのは 43 基、そういう中で県の補助率が下がったということで町としてリフォームのみに限定したということから 28 基、28 基利用されている状況でございます。で、その後、あの、年々減ってきて現在の状況にたっていることを考えれば、この予算枠をどういう形で利用してもらうとか、これがひとつの問題になろうかと思えます。これを、際限なく認めて大いに新築なりも促進させるということも止む無しというふうな考えで行くとしてもそれなりの条件が必要になってくるのかなと思っております。ええ、現在５ヵ年計画で進めておりますのでこの町とすれば現在この町の負担額が増えたことに伴ってそしてそのこれを超えた場合の申込の対応については財政を考えた時に今の状況を進めていっているという状況です。

まあ、検討するとすれば予算枠内でどういう対応をするかというのがでてくるだろうと思っております。

ええ、それでは次の３点目の町営住宅の件でございますが、ええ、まあ、いろんなこれまでの、平成 16 年 12 月に地元 3 区長からの陳情があり、議会に経過、まあ、簡単に申し上げれば先ほど、土橋議員のご指摘の中で余っている土地と表現されていましたが私は決してそういうふうに捉えてはおりません。この土地については駅前中央団地として分譲のあり方をどうするかとは地元でも議論してきていることでございます。それに対して町でいかにしてこれを有効に活用していくかというふうなことを考えている時に行政として設定した分譲価格をどうやってこう変えていくかがまあ、正直申し上げましていろいろ議論はそれぞれあった訳でございますが正規に案件として議論できなかった、するところまでいかなかったというのが事実でございます。で、ここへきてこれまでの、バブルを経て、そして現在の社会状況を見ますとこれがはたして適正な価格かというのが当然見直さなければならぬのかなと思っております。で、そういうふうな状況であります土地が余っているからということではなくて、この移転新築はそれも当然有効活用もありますが、30 年の貸借期限が迫っているということと、そして合わせて今後その土地を改修によって掛ける、1 億 3,000 万の金を掛けて果たしてどれだけの費用対効果なり、先ほど仰られたその辺を考えた時と、それから将来の地域の考え、地域の将来を考えた時にやはり活性化の源は人づくりであると、人がいなければ活性化の基にはならないだろうとそういうふうな将来的な、将来の投資というふうな意味あいも含めて町営住宅という意義からも考えて余っている土地だからという表現からではちょっと一気に言って欲しくないなと私はちょっと感じたところでございます。ええ、そして、25 年間の収支で 7,000 万の赤字が出るのを、それでもやらなければならないのかというふうな数字を出されまして、そして坪 48 万も掛けてというふうなこともございましたこの坪単価が公営住宅で高いか安い、またここでまあ、私が申し上げることではございませんが今まで議論されてきました。そして出来るだけ押さえてきたところでございます。そういうふうな状況で、詰めてきましたがどうしても家賃が正規の家賃としてもらえないという町営住宅法がある訳でございます。そのことをも含め、また、先ほど申し上げましたが、まあ、これが福祉の向上、環境整備というふうな数字としては現れない部分もこれは考慮していただきたいな、と思っております。十分答弁となったかどうかですが以上でございます。

8 番（土橋信夫君） 借上げ、買取その変も検討したのかというのをちょっと触れ

てくれませんか。つまり、新しく建てるだけでなく借り上げるってことも、公営住宅法の中へ入ってますから。

町長（浜谷豊美君） ハイ、ええ、とですね、この移転、新築の理由として、ええ、あの、先ほど申し上げたような経過でありましたので、この駅前地区の活性化も入ってありましたし、そして道中の跡地の町有地の有効利用とありましたので恐らくまあ、これはあの、現状の蒼前地区で空室があっているところがいっぱいあると伺っておりますが今の駅前であるという交通の利便性等からまあ、そこに入るというふうな話も聞いておりましたので現実として空いているところへの斡旋、斡旋とかじゃなくて買い取りとかですね、そういうようなところまでは検討はしておりませんでした。

8 番（土橋信夫君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 8 番 土橋信夫君。

8 番（土橋信夫君） ハイ、ありがとうございます、ええ、道路整備に関してまず、額のことを言ってもということなんですけども結局契約額で我々判断するしかないのですね。で、それがあの、全然やられてなくても、何年もやらなくてもこれはじゃ必要性がないのかという町長、各地区に行ってみるとですね、もう道路のたとえば、前に舗装された道路も割れてひどい状態になっているというところがあちこちありますよ。ですからあの、どこの地区だってですね、もう緊急性、要整備が必要な路線がいくらでもあるわけですよ。そういうことなんです。それともう一つはですね。行政です、行政ね、行政運営、凍上災害として事業おき、その中でもって、あれ災害対策、災害復旧事業費として補助金をもらって災害事業債のですねまあ、あの、発行するって形になるともっとも、こう有利な事業ですから、それは、ここの路線と、ここの路線と限定せざるを得ないというのもこれはわかります。そうであったならば、その対象工区の 1 割、一部ともですね違うところに持っていくとか、そういう配慮が行政ってもんじゃないですか。そこに 1 点集中して、いままでの計画もここでやるし、凍上災害の災害復旧事業もここを適用する、それあ、行政でしょう。でもその辺のバランスを考えて欲しいと私はいつている訳でございます。それからですねええ、まあ、階上町にだいたい 1 年間に 100 件の住宅が、100

前後の住宅が建っているんですけども、結局、蒼前地区のですね道路の遅れ、道路整備の遅れがどこからきているか、根本的にはですね、開発協議する段階で非常にあいまいな指導しかしていないということが一つ根底にある訳ですよ。たとえば緑団地の造成がもう30年も前にやられています。、殆ど道路のやり直しが無い、路盤がしっかりしているから、舗装構成がしっかりしているから、路盤剤がビンと入っているから、ということなのです。けども、ミニ開発のところへ行ってみると10年経つともう舗装が殆ど壊れてしまう、そこんどこどう、指導していくのか一般の町民の人達がそこまでよくわかんないわけですから家を建てて固定資産税すぐ、取られるわけですからですね。その中でもってどんどん道路が壊れていく、しかも所有形態があいまいな形になっている、結局どんどん宅地造成を許しても町の方の付けが後年にどんどん回っていつてしまいますという構造になってるわけですよ。ですから石鉢地区にですね、1億数千万の毎年そういうこうお金を投資してもですね、内容は微々たるものでしか整備されない、ですから開発協議の段階でもって入居する人達が多少高くなっても、そういう土地に入るかどうかというのを、選択肢をですね、入居する人達にも、やっぱり持たせなきゃあ、駄目だ、業者の方に指導して、多少砂利の厚さが多くなっても舗装構成が少し厚くなってもですね、それが、20年、25年持つんであれば、多少分譲価格が高くなるかも知れない、けどもそこに入居する人達の生活の利便性、後々町の払っていかなければならない付けの分ということを考えた場合、絶対それはいいことなのです。その辺の指導がどうなっているのか、それも併せてお願いします。

それから、まあ、その、合併浄化槽に対しては抜本的な形で見直していきたいという回答ですから、そりゃあ、ええ、どういう形の抜本的かわかならないんですけども、まあ、あの、公共下水の計画、整備計画地区あるいは魚集の、常に整備している所、以外の所については、基本的考えを持ちながら家庭雑排水を処理していく、という行政の方針を立てていく、そう解釈しているんですけども、それでいいかどうか、その、一般財源をタンクに使う、たとえば新規がいいか、たとえば改築がいいか、これは行政内部の方でもっと検討する人がいますから、是非なく新規を含めるといえるとは言えませんがそれは、行政内部の問題ですからですね、けども、まあ、再度言うように予算を計上して半分近くも毎年こう、不要額に出してくるって、いう、行政のいわゆる、広報の仕方、周知の仕方、根本から間違っていると思います。それを改めていただきたい、そして抜本的な対策講じていただきたいということでございます。

それから榊山団地でございますけれど、町長は活性化と言うことを口で言うんですけども活性ってのは駅前だけの活性じゃないんですね、3億円も金使って駅前だけの活性ってことはないんですから、町全体の活性に波及効果と呼ぶと言うことがより重要、大切なことだと思うんです、公営住宅法ですね、第3条にですね、地方公共団体は常にその区域内の住宅事情に留意し、低所得者、低所得、ええと、低額所得者の住宅取得を緩和するため必要があると認めるときは公営住宅の供給を行わなければならない、今言ったこの条文第3条にはですね、常にその地域内の住宅事情に留意し、ということがあるんですよ。その辺はどうなっているんですか。それから経営、その、まあ、ええ、経営計画の中でこの分の赤、経営の中で結局2,400万も赤字出しても、ていう事、私言ったのは、ですね。要は、あの、町の財政の状況の問題もある訳ですよ。平成13年度地方債の現在高、77億5,900万、5年後の平成17年度101億6万6千円、5年間で24億の借金が増えている、経常収支比率、平成13年度81.3%、平成17年度、5年後の平成17年度、91.4%、約10ポイント、10%の経常収支比率が上がってる。公債比率、平成13年度16.1%、5年後の平成17年度19.3%、すごい勢いで借金が増えて財政が硬直している。ですから、要は、基金取り崩ししか普通建設事業費のやっていく術がないんだという説明、前言ったんですけど、道路にも関連するんですけども、そういうながらもどんどんどんどん1億5,000万前後の地方債を道路財源の地方債をですね、発行して借金をして、どんどん道路作っている訳でしょう。そうせざるを得ない財政状況になっているんです。そういう中で、要は赤字の坪単価48万前後の物を建てて家賃がこの分もらえない、赤字を作ってもやっていく必要があるかどうかって、私が言っているんです。平成16年に柳沢団地を作った坪単価、この間聞きましたけれど、65万ですよ。65万、低所得者層の住宅に対する建築単価が65万、そういう今の65万から比較すると48万がどうかと言うと、ずっと安いですよ。安いんですけども、一般の貸家さん達が建てる建築単価っていうものは、せいぜい40万か45万ですよ。そういう中でもって48万がどうかって問題、町の財産が非常に厳しくなっている問題、そういう中で必要性、あるいは、先程、私、公営住宅法の第3条の中で言ったみたいに地域の住宅事情を調査しているのかどうか、お願いします。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ええ、それではお答えを致します。ええ、1点目の町道の整備についてでございますが、ええ、これを判断するには契約額でしか判断できないと判断する術がないというふうなお話でございます。まず、あの、町民の皆様にしても、また、どなたでもそれは数字はもう目に見える形でそうなるだろうと思います。ですがこの、いろんなその、優先順位につきましたの考え方は先程申し上げたとおりでございます。で今後これをどう考えていくかということでございますが、このたとえば凍上債なりの申請をして査定、国の査定において外れた場合に、もしかすれば、外れて町の計画にも載らなくて地域バランスが片寄ってしまう可能性もあるというふうな事はあると思います、ですからそういうときは、今、私の考えとすればたまたま凍上債、災害復旧の今年、当たりましたので、これを見ながらこれから外れれば、これを検討して参りたい、というふうなことで、考えてございます。それから開発協議の際、当初からこの、業者の方にも、そしてまた入居者への負担を求めていくという考え方を私はもうこれは当然そうしていただきたいと思いますし、そういうふうなことで話は担当の方にはしてございます。以前の開発協議の中身まではよく分かりませんが現在であれば最低限の今の町の規則、決まり等に合せて、そして地域の環境整備にも考えて、その指導は徹底していきたいと思っております。

ええ、それから合併浄化槽について公共下水道対象外の地域の考え方についてでございますが、これについては、公共下水道事業と関連がありますのでこれも先程申し上げましたようにこれは大いに検討をしていきたいと思っております。それから不要額が出ている件についてでございますが、これについては、まず、どういうふうな形ですね、予算枠内で出来るだけ有効に皆さんにやってもらえるか、というふうなことについては、先程ご指摘ございました、広報周知の仕方がなかなか不十分ではないか、という指摘もございました、その辺は十分、今後、今まで以上に徹底して取り組んでいきたいと、思っております。以上でございます。

産業建設課長（中城功君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 産業建設課長中城功君。

産業建設課長（中城功君） ハイ。ただ今の土橋議員の質問の中にありました、団

地の道路の質問がございましたが、平成9年からですね、団地のあの3,000㎡以上につきましては町と協議することになってございまして、道路につきましては、町の方で断面構造を決めまして、それにつきましては、施行していただいてそれを町の方に寄附していただいております。恐らく、今、土橋議員がおっしゃいましたがいぶ舗装が割れてというふうな場所につきましては、それ以前で協議、ええ、前の団地造成だと思っております。それにつきましてもですね、区長さん方に大分、こう、ご苦勞をお掛けしておりますが、町の方に寄附していただいて今後町の方でなんとか整備していきたいということで進んでいるところでございます。以上でございます。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ええ、3点目の住宅の質問について、お答えを致します。

ええ、区域内の住宅事情に留意してとあるがこれについて検討されたかと言うことでございますが、これについても先程申し上げましたように、空室状況まで数字まで詳しくは調査検討まではしておりませんが、この駅前だけの活性化だけというふうな捉え方でなくて町全体の中でやはりこの、駅前もというふうな意味合いでこれが浜手地区の、また、従来のように、それは今の交通事情もあっていかないかも知れませんが、ただ、階上も漁業もでございます。浜手地区の一つ活性化に向けてという意味合いでこれが町全体のバランス的なことも考えれば、この地域もという意味合いでもございますので、駅前だけということではございません。これは一気には町全体にはいきませんので、そういう考えで計画的に進めて参りたいと思っております。以上でございます。

8番（土橋信夫君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 8番 土橋信夫君の発言は既に3回に及びましたが、会議規則第55条但し書きの規定により特に発言を許します。8番 土橋信夫君。

8番（土橋信夫君） ハイ、ありがとうございます。そうしらたですね、公営住宅

供給、第3条ですね、常にその地域内の住宅事情に留意して調査しているかどうかというには、空き室、つまり階上町内の住宅が公営住宅だろうと民営住宅だろうと空いているところが私、蒼前の不動産から調査してもらって聞いたところによると、結構空いていると言ったものですから、それはどうなんですか。その、要は、住宅事情が階上町内のたとえば部屋が足りないのか、余っているのかその辺どうなんですか、調査しているんですか。それから、ちょっと1点お願いしますね。ええ、その、まったく調査していないことなのか、もう、その、町長が駅前だけでなく階上全体をと言う話なんですけども、結局、賃貸の検討もしていないし、その区域内の住宅事情も調査してなくて、その階上町内の全体の活性なんかって言ったっておかしい話ではないですか。それは、つまり実情としてどうなのか、まず、あって建て替えるかどうかということがでてくるわけですので、その町がたとえば民間の事業者の人達がですね、もう入居を待っている部屋が余ってという中で事業をしているとすれば、それはおかしい話ですよ。その辺、実際やっているのかどうか、あの、要は、住宅の需要と供給の関係がどうなのかということが、それをまず、調べていると思うんで、それをもう1回確認したいと思います。

それから、まあ、お願いなんですけども、まあ、私さっき言っていたみたいですね、道路というのは私達、町民のですね、町民に取っては1番身近な、1番使用する。しかも、それを整備できていないと非常に困る施設、町道とはそうなんですね。その部分で先程言っていたみたいにどういう計画に基づいて整備していくのかというのは一般の町民には知らされていないわけですよ。ですからその、不満がですねやっぱりいつまで待ってもでてこない、不満がこう説明もないです、しかも、簡易舗装で穴があちこち出てくるとかですね、そういう形のことを目にする、非常に不満が出てくる。ですから町長がいろいろな事情、あるいは、それを採択する優先順位をですね、あるいは、必要性、それらを総合的に勘案して優先路線として整備していくというんですけども、まあ、知られてない一般町民にするとですね、非常にこう疑問な点を抱くということも実情でございます。出来るだけ不公平感の起きないような道路行政、道路整備をおこなっていただきたいということで、道路と合併浄化槽についてはもう終わりですから、質問がですね、閉じたいと思いますが、1点その榊山団地の件に関してですね、公営住宅の供給に関しての第3条について、町の方ではどう捉えているのか、それだけお願いします。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ええ、先程も申し上げましたが、この区域地内の需要と供給についての実態調査については、致してはおりませんが町営住宅に入居の申込待機者があっている状況、そしてその町営住宅に入居する条件にまあ、該当するような方たちが待機している方がいるのが現実でございます。で、全員が該当する訳ではございません。一定の条件をみたした人ということになるわけでございますが、そういう状況の中でこの榊山団地の存続か、廃止かというふうな議論もなされたものでございまして、この、町内への民間で持っているアパート等の空室状況の関連までは、まず、そっちの方の実態までは、調査はしておりませんが、まず、それよりも町営住宅をどうするか、というふうなことを念頭において、これまで進めてきたところでございます。その今の需要と供給、それから住宅事情等につきましては担当の方からお答えをさせたいと思います。それから道路の問題でございますが、これについても、総務課長の方から答弁をさせたいと思います。以上でございます。

産業建設課長（中城功君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 産業建設課長中城功君。

産業建設課長（中城功君） ハイ、土橋議員のご質問にお答え申し上げます。

ええ、需要と供給ということでございますが、榊山団地の建替えの計画が発生した時、榊山団地入居しております、その入居者の方々にアンケート調査を行ってございます。その中で入居している殆どの方が是非、新しくなった場合は入れていただきたいというふうな、その、意見でございますし、あの、つくしが丘も榊山団地も入居、まあ、部屋が空いた場合、公募して入札をでなくて、あの、入居申込を取ります。その時に大部分の方が申し込みされまして、その選考をして入居していただいている状況でございます。以上でございます。

（土橋議員 私が聞いたのは階上町全体でのことなんですね。それは公営住宅は安い、これは誰だって入りたいですよ。その需要と供給のあれを聞いているのではない、町内全体の供給、需要それを聞いてやっているかどうかということ、それ1点でいいです。）

産業建設課長（中城功君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 産業建設課長中城功君。

産業建設課長（中城功君） ええ、それにつきましては町内全体の需要と供給の調査については、やってございません。以上でございます。

総務課長（浜谷義勝君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 総務課長浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君） ハイ、それでは先程以来、言われております道路等、陳情等の件でございます。まさに、従来各地区からの陳情が、大部分が道路でございます。それにつきましては、今私どもの方で協働のまちづくりということで各地域との情報を共有したいということもございまして、先般の課長会議におきましても18年度の各地区からの要望19件ございました。それに対して対応したもの、3年以内で対応できるもの、今後長期的に対応するものについて、今各課の方に指示しまして、その結果について4月に区長会議を設けるという予定でございます。ですから、今後地域住民からの要望等につきましては、町としてはきちっと対応して参りたいと、そうする事によって各地域に町との住民との信頼関係を今後構築して参りたいといういことでございますので、まさに土橋議員のご指摘の通りでありますので今後それらにつきましては、きちっと、説明責任を果たして参りたいというふうに考えておりますのでどうかご理解を願いたいと思います。以上でございます。

議長（桑原一夫君） 以上で8番、土橋信夫君の質問を終わります。

1番、加藤 祐君の質問を許します。

1番（加藤 祐君） ハイ、1番、加藤です。

議長（桑原一夫君） 1番 加藤 祐君。（加藤議員 登壇）

1番（加藤 祐君） 1番 加藤です。

当初予算３月議会にあたり、階上町将来の展望を含め通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、一点目は蒼前地区町所有の防風林活用についてお伺いします。ええ、議員各位には、まえもって配布してございますが、ええ、ここにありますように蒼前地区の防風林がこのように張り付いてございます。ええ、それを含めてご理解の上、聞いていただきたいと存じます。外越軽井沢の堺が１．５キロ、その中を８００メートルが走る防風林西蒼前三丁目坂本ボデーの通りから外越軽井沢の堺にある町所有の防風林を活用した道路整備をし、地域生活環境整備を進めたら地域発展に利用出来るのではないのでしょうか。長い間防風林は農作物などを被害から守るために役目を果たしてまいりましたが、昨今の状況を見ますと回りには都市計画施行前に開発された住宅が無造作に張り付き、道路、また、雨水、汚水処理などに困っております。地域発展のためにも有効利用を切望する一人でございますが、町長のご所見をお伺いします。

二点目は、階上町営住宅榊山団地移転新築工事２億９,２５２万６千円が当初予算に盛り込まれました。この財政が厳しい中、また、町債がさらに１億５,４５０万と膨れ上がりますが、今、地域に２億９,２５２万６千円の注射をしたならば大変な経済効果が生まれると思います。階上町地域経済活性化のためにも、地域業者発注と考えますが町長のご所見をお伺いします。

三点目は、旧島田縫製建屋の現在進めている取り組みについて、現在どのような状況になっているのか、また今後どのように取り組んでいかれるのかをお伺いします。なお、本定例会に一般質問の機会をいただきましたことと、関係各位に多大なご指導をいただきましたことに対し、心から感謝敬意を申し上げ壇上からの質問を終わります。（加藤議員 降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長 浜谷豊美君。（町長 登壇）

町長（浜谷豊美君） ええ、それでは加藤議員のご質問にお答えをいたします。始めに、第１点目の「西蒼前地区町所有の防風林活用について」であります。ご質問の場所以外にも蒼前地区には町所有の旧防風林というものがございます。これまでもこの土地を活用して道路整備や公園整備など地域の快適な生活環境作りに

努めて来たところでございます。

旧防風林を活用した道路整備により地域の生活環境整備をすることによって、有効利用が出来るのではないかと考えてございますが当蒼前地区はいまだ整備されていない生活道路が多くありますが計画的に整備を進めて、合せて旧防風林の活用を検討して参りたいと考えております。

次に、第2点目の「町営住宅榊山団地移転新築工事に伴う工事発注について」でありますが、本件につきましては、先般の9月議会におきましても加藤議員の一般質問にお答えしております。当事業の発注方法については、現在、県とも協議をしておりますが基本的に地元業者の育成、雇用の拡大などを考慮して参りたいと考えております。

次に第3点目の「旧島田縫製建屋の現在進めている取り組みについて」であります。これまでの経緯につきましては、以前議員の皆様にご説明してきましたとおり、平成18年2月に平成17年度分の賃料の納付書を送付いたしまして支払いを求めましたが納付されませんでした。

これを踏まえまして、平成18年8月7日に内容証明郵便にて催告書を送付いたしました。そして再度納付を依頼したところでありますが、何の連絡もなく、誠意ある対応がされないまま、今日に至っております。

平成17年度分の支払がなかったため今年度は新たな契約をしていないのが現在の状況であります。

今後の対応につきましては、議会とも十分に連携をとりながら、法的手段も含め、早急に建物の撤去を求めていく考えであります。以上でございます。(町長 降壇)

1 番 (加藤 祐君) ハイ。

議長(桑原一夫君) 1 番 加藤 祐君

1 番 (加藤 祐君) ええ、町長からの答弁をいただきました。計画的に進めて行くという答弁をいただきました。防風林についてでございますが、今西蒼前の地区は昭和何年ですか、47年ですか、あそこに大学が張付きまして、その中で八戸は都市計画法が入ってございまして、なかなか、そのアパートとかそういうものが建てられない状況でございました。ところが階上町、一つ堺を跨いで階上町には都市計画もございませんでしたし、その中で不動産が無造作に開発して来た訳でござ

います。その中は私道を張付けて、来た訳でございますが、今状況を見ますと、殆ど排水が計画的になされていない、道路も非常に悪い、その点を見ますとそこに、考えた時に、今の防風林が非常に幅が 18mございまして、だいたい約でございますが、18mの幅で周りを取り囲むようにあります。そしてまた、中の線にも入ってございます。その他にコミュニティ公園の方にあるんでございますが、それはコミュニティ公園の方で使ってございます。その西蒼前の現在の住宅を考えた時にその町の防風林を利用して道路を整備をし、そしてそこに大きい排水パイプをあの、側溝なり、入れたならばこれは、あそこの辺の住宅が非常に環境が良くなるではないか、これは宝の磨けば光る宝物を持っておるわけでございます。その宝物を磨かざるして、発展はない、あそこを道路を付ける事によって、八戸市のアクセス、道路のアクセス、それは非常に良くなるのではないかと、これを私が考えた時には、これをそのままにして置くことではない、これは地域特別対策債とかさまざまな、補助金もある訳でございますが、町が単独でそれを事業も出来るんでしょうけれども、そういう補助金をいただきながら、町の更なる発展を進めて行ったら私は蒼前地区がまだまだ環境的に良くなり八戸からの住宅がまだまだ入って来るのではないかと、考えてございます。先般も言いましたけれども、住宅の促進することについて、階上が都市計画法を一番良い条件でございます。3反歩から1町歩までは開発できる階上町の町長のはんこさえあれば、開発できる、団地がでるわけでございます。環境を良くして八戸からの住民を呼び、そして人口増加につなげて、財政をまず持って財政を良くしていく、これも一つに手腕では、町長の手腕ではないかと考えるわけでございます。どうか、早期にその考えを取り入れてくださるよう私からも節をお願いをするところでございます。

ええ、それから榊山町営住宅の件ですが榊山町営住宅が今、町の、まあ、国からの補助金そして起債を起こしてやる訳なんですけどその中にどなたか、全員協議会で議員の方も仰いましたように 5,000 万、1 億 5,000 万の町債が生まれる訳でございます。町債が膨れ上がってどうするんだというふうに、町長に迫ってございましたけど、私も、その通りでございます。それだけ経済効果が有るのか、将来に対してのその町営住宅が、私が今町長が町営住宅を進めていることに関してまあ、必要なのかなあ、と言うのは、やはり町に経済効果を出さなければならない、生ませなければならない、これは地元は今この冷え込んでいる地に 2 億 9,000 万の金を投資したならば、私は投入したならば、業者に投入したならば、私はすばらしい経済効果が生まれるんじゃないかと、これであれば私も賛成していかなければならないと考

えてございます。これは東北町で、私、先般、東北町の議会と話しましたら、向こうの町議会議員と話しましたら、今向こうでもやはり、町営住宅をやっておるそうでございます。これは町外の業者に一つも出していないということでございます。町内の業者にだけ発注しているということでございます。2棟、2世帯ぐらいつつ分けるとか、その方法を取って町内の業者にすべて発注しているということでございます。まずもって、私、町長にお願いしたいのは、一本で発注しますと今2億9,000万だと一本だと思うんですが一本で発注しますと、まあ、一本で発注しても地元の業者にどのように取り組みをするのか、わかりませんが、それが無理ならば二つ、三つと分けて発注するべきじゃないか、その方法を町長の執行権を持ち、持っております町長の考え方で決まる訳でございます。その町長の考え方が町の、町外の方の業者を入れてやると言うことは私は恐らく考えていないと思うんですが、それをあえて私はまだ発注される前に町長の考えを正したく、この一般質問をした訳でございます。町長の更なる考え方をもう一度お伺いします。

そして旧島田縫製、ええ、この件につきましてお伺いしますが、私が一般質問した後に前回の一般質問した後に聞いた話でございますが、なにかしら、向こうの方で青森パークホームですか、そちらの方で売ってくれて来たからその測量をして、不動産鑑定をかけるんだというその事を他の方から聞いたんでありますが、その事に関して本当か嘘かその事を、ご回答を、答弁をお願いいたします。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ええ、それでは加藤議員の再質問にお答えをいたします。

防風林につきましては、今後の住環境の整備というふうなことの波及効果、やっぱり効果というのはこれはもう、言わずとそうでございますがこれまたいまの議員のご意見も参考にしながら検討して参りたいと思います。

それから2点目の発注方法についてでございますがこれについては、私から言及できるのは国の補助事業であるということと、ただ今、県と協議をして基本的な考え方は先程申し上げましたように地元業者の育成、いろんな経済効果等も考えていることでございます。ええ、ただ、その前段で加藤議員仰られた、町債1億5,000万、これが、これが表現の仕方がちょっとあれですが経済効果を考えれば疑問があ

るというふうなお話もございました。ええ、それくらい賛否両論、意見が割れるところであろうかと思いますが、今の議員の質問に立ち返りますと基本的な考え方とすれば、今協議中でございますので、これは指針とすれば、私の基本的な考え方は、姿勢は町内でできるものは出来るだけ町内でということで考えております。

それから、3点目のパークホームの件については、担当の方から答弁をさせます。

総務課長（浜谷義勝君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 総務課長 浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君） ええ、それではお答え致します。ええ、青森パークホームの方から、買い入れの申し入れがあったので、今年度6月補正の際に不動産鑑定の委託を計上したのかと、それが本当か、嘘かと言うことでございますけども、私どもの方では先程以来言っている通り、撤去していただきたいと言うのを以前にも議会の方に一連の流れの資料をお見せした通りでございまして、そういう事実はありませんです。

1番（加藤 祐君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 1番 加藤 祐君

1番（加藤 祐君） ええ、まずあの、防風林の件は町長の明快な答弁をいただきました。非常に私も期待してございます。どうか一日も早く執行できるようにお願いいたします。

それから町営住宅の件なんですけど、断じて私は町の活性化のために、町、業者の町内業者の発注を考えてお願いしたいものだと、こう考えます、我々が体を張って町会議員として体を張って階上町の業者を、ええ、発注されるよう私もその考えでございます。どうかそこを加味して、町長、執行されるようお願いをしておきます。

そうしてまた、旧島田縫製の事なんですけどあの財産は私は、宝物とこう考えてございます。1,200坪の土地を階上町の活性化のために生かして、付加価値をつけて生かしていかなければならない、それが安易に向こうが売ってくれということの中でそれを安く売するような事は絶対しちゃならない、それは私は強くお願いするもの

でございます。今総務課長からそんな事ありませんと、向こうから売ってくれということはありませんでしたと、これを明快に答弁をいただきました。それは私も頭に入れて起きます。そしてまた、一つにはこれは本当か、嘘か、わかりませんが議員達が測量させないから、あそこは今売りに出せないんだこういう事も聞いてございます。そんな噂があちこちで私聞きますけども本当にそんな事を誰かが言っているのであれば、私は、再度、私はその事に関して徹底的に突っ込んで参りますのでそれを申し上げて、私は終わります。

議長（桑原一夫君） 以上で1番、加藤 祐君の質問を終わります。

この際暫時休憩いたします、開会時刻は午後1時半からといたします。

（午前11時59分休憩）

議長（桑原一夫君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時33分再開）

7番、山田恵治君の質問を許します。

7番（山田恵治君） ハイ、7番、山田です。

議長（桑原一夫君） 7番、山田恵治君。 （山田議員 登壇）

7番（山田恵治君） 3月定例会に一般質問の場をいただきありがとうございます。通告に従い質問させていただきます。

私たちが住んでいる日本は予想より2年早く人口減少社会へと突入を致しました。出生率から死亡数を引いた人口増減は今後マイナスが続き減少幅は加速度的に広がると言われます。

厚生労働省が発表した日本の人口、将来、推計に寄りますと50年後には日本の総人口は2005年、1億2,777万人から8,993万人になり、65歳以上が41%に達します。一段と人口減少、少子高齢社会が進むと発表されました。2035年、日本の人口は100万人ずつが減少すると言われます。

青森県も人口は現在、2007年1月1日現在142万1,519人ですが30年後には100万人を切ると予想されています。

階上町の人口においても、2005年の国勢調査で初めて減少に転じました。これ

からの人口減少社会は階上町の町づくりにも多大な影響を及ぼすものと思われます。

多くの市町村は過疎化し、生き残りを掛けた都市間競争また、地域間競争がさらに厳しくなるものと思います。

このような状況の中で町長が掲げる活力のある階上町を創るためには企業誘致による雇用の創設が必要ではないかと思います。

本県の失業者は昨年 12 月の人口労働状態別構成が示す国勢調査集計で男性 9.5%、女性 6.5%との割合で完全失業者数は 6 万 2,000 人と発表されました。特に 20 代の失業率は 13.6%と高く、他県とは違い雇用の方が少ないという状況にあり、そしてまた、青森県の景気の回復が遅れていることを物語っています。この失業率は隣の岩手県、秋田県に比べても高い数値を表しています。このような状態では他県とのまた、他の地域との都市間競争に生き残っていくことが出来ません。そういう中で、町長の言う、階上町が活力のある、足腰の強い町づくりをして行くためには私は企業誘致をし、雇用の場を創出すべきだと思います。

階上町は県誘致企業として、これまでも、キューピー工場や株式会社ダイヤレックス、そして、町誘致企業として、八戸炭酸カルシウム鉱業株式会社、共立鉱業株式会社、株式会社キューソー流通システムなどの企業を誘致してもらいました。そのお陰で雇用の場が増え多くの町民の仕事場ができました。階上町内の誘致企業は大小合せて 5 社、17 年度の雇用数は全体で 451 人、その内階上町から 190 人が働き、近隣の市町村からは 261 人が働きにきています。

昨年の、青森県の人口移動を見ますとほぼ全年齢で転出超過になっています

昨年 1 年間で 1 万 3,417 人が減少となりました。特に高校卒業時の 18 歳、大学卒業時の 22 歳の転出が多く、若者の県外流失で県の人口減少と少子化はさらに進むと言われます。

県外転出の原因は就職がないということが一番に上げられています、若い人達の職場がなく盛岡や仙台、そして東京へと流出しています。この現象はさらに過疎化に拍車をかけ、さらに高齢化が進んで参ります。町は雇用対策を今後の町づくりの政策として考えて行くべきではないでしょうか。階上町が将来近隣の市町村と合併する方向で進むにしても、階上町に住む町民が仕事場があり、多くの若者が働き住んで良かったと思える魅力ある町づくりをすることがトップに立つ、浜谷町長の責務であろうと思います。町長はこの 1 年階上ブランドの確立に取り組んで参りました。階上早稲のブランド化のための生産者支援や元祖いちご煮、再生への取り組み

などを行って参りました。しかしながら漁獲高の数が少ない、ウニやアワビ、そして生産コストが掛かる階上早稲の蕎麦、などは階上のブランドとして、今後生産量を増やして販路を拡大し、またトップセールスをしていくことで、成立っていくのかも知りませんが町内だけの農林水産業や階上の自然や文化だけでは町が活性化することは、大変厳しいものではないかと思います。活力のある階上町を創るためにまた、地域間競争に勝ち残っていくために、企業誘致することにより、雇用の場を増やし若者の職場を増やし、町の活性化に繋げるというお考えはないでしょうか。また、工場の誘致だけではなく、あらゆる分野での誘致を考えて見てはいかがでしょうか。町長の町づくりのための企業誘致に対するお考えをお伺いし、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長 浜谷豊美君。（町長 登壇）

町長（浜谷豊美君） ええ、それでは、山田議員の質問にお答えをいたします。

これまでの当町における企業誘致の状況としましては、企業が当町において事業活動を展開するための工場用地確保や地元従業者を雇用しやすくするための、農工団地の造成や階上町企業誘致条例等の制度活用によりまして、県誘致企業として2社、町誘致企業として5社の、合わせて7社を誘致いたしました。

しかし、ただ今、山田議員のご質問にもありましたように、その厳しい経済情勢の中、町誘致企業2社が撤退し、現在は5社が操業している状況でございます。

この5社における町内雇用者でございますが1月1日現在におきまして、225名でございます、ええ、そして法人町民税及び固定資産税の納税額は約3,100万円となっており、町民の雇用の場の確保及び町財政の一助となっております。議員ご承知のとおり、経済情勢の変化とバブル崩壊以降景気は低迷しており、中央においては景気回復の報道があるものの、本県においてはまだまだ厳しい情勢にあると認識しております。

そういう中であって、企業は新たな工場設置及び設備投資を控える傾向にありまして、県を通じて空き工場の照会等があるものの、新たな企業誘致が進んでいないのが現状でございます。

議員ご指摘のとおり、若者を含めた町民の雇用機会の拡大を図ることが必要であ

ると考えております。

厳しい社会情勢でございますが、議員ご指摘のように町の活性化と財政確保のためにも、そして、青森県企業誘致推進協議会と連携しながら立地希望企業の情報収集や、企業及び土地提供者に対する優遇措置のPRを更に推し進め、企業の誘致に努めて参りたいと考えております。以上でございます。(町長 降壇)

7番、(山田恵治君) ハイ。

議長(桑原一夫君) 7番、 山田恵治君

7番(山田恵治君) ハイ、7番 山田です。ええ、ご答弁ありがとうございます。

ええ、前向きに企業誘致に向けて、そういった活動していきたいということでございました。階上町には企業誘致条例があります。その条例に町内において、雇用の増大を促進し産業の振興、町政の発展を図るため町内へ企業を誘致することを目的にする、ええ、という目的があり、また、奨励金という項目もあります。奨励金の交付はともかく誘致企業の施設について町税を賦課した最初の年度から5年を限度に誘致企業に固定資産税に相当する額、範囲内で予算にもとづき、町長が決める。5年間、固定資産税を免除するというような捉え方でいいのかな、そういった優遇措置を持ちながら進めてこられた、しかし、この10年間、今いる5社の企業、その後10年後、1社も企業誘致をされていない、ええ、今までここ数年町として企業誘致活動、どのような形で、町でされてきたのか、そういった企業誘致活動されてきた内容をお伺いしたいと思います。まあ、階上町の財政、年々こう着状態であり、歳入が減り、必要経費が増大し、縮小財政が続いています。このままでは町に活力がなくなっています。経費削減も必要ですが税収を増やすということで町が元気になっていくのではないかと思います。活力のある町づくりのために町が出来るあらゆることを検討し、工場だけでなくさまざまな分野で企業誘致をするための環境づくりを役場職員の中に企業誘致研究グループというようなものを設置して、活性化なりの道を探って見てはいかがでしょうか。その件については、どのように今後、お考えでしょうか。

町長(浜谷豊美君) ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ええ、山田議員の再質問にお答えをいたします。

ええ、当初誘致した企業がその後の経済状況によって、撤退したというふうな経過もございます、こういう中でまた、誘致企業を是非、進めたいというふうなことで、私もいろいろと、担当の方とも話を進めて、いろいろ勉強しております。先般も三八管内の県誘致企業との懇談会というものがございました。そういう場合それぞれ、ちょっと、40 社ぐらい、集まったかと思ってましたけども、それぞれの責任のある方々が現状と今後の考え方について、いろいろ会社の方針について述べておられました。伺いますと、中央に本社のある会社については、それなりに分野によっては元気がでていると、そして、そういう中で地方へ、八戸市へ進出した中小企業等も大手の企業もございます。そして地方へ出た会社が独立して会社を設立しているところもあります。そういう方々の傾向を聞きますと人が欲しい、というような話も聞きました。それは集まった県の誘致企業の中でも特にコンピュータ関係の関連企業でございますが、たとえば大卒の理工系の卒業生であれば、欲しいというような話を聞きましてですね、やはり、そういうふうな状況が身近にあるんだということもやはり、そういう場に出て行くと情報として収集できるなあ、というふうなことも肌で感じたところです。まあ、そういう情報を今後、出来れば子供達にも地域へもいろいろと流しながら、そういう点については、提供していきたいと思っております。そう言う考え方で取り組みについては、かつては企業誘致について階上の立地条件からいって来るのを待つというふうな時期もそう言う話もございましたが、しかし、それでは今の時代ではなかなか難しい、やはりこちらから出て行っている人脈とかいろいろな伝手を頼って情報収集し、そして階上も PR しながらやっていかなければならない。それが正にトップセールスの役目であると思っておりますし、積極的にそういう場に出て行くように努めて参りたいと思っております。

誘致企業の研究グループの設置についてであります、組織として立ち上げるかどうかは、それは別として、取り組みについては進めて行きたい、取り組んで行きたいと考えております。以上でございます。

7 番、（山田恵治君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 7番、 山田恵治君

7番（山田恵治君） ハイ、7番、山田です。ええ、大変前向きな回答であり、ありがとうございます。たとえば東京とか、名古屋とか、大阪とか、そういったところからも誘致企業、あの、トップセールスなどをして、階上に来ていただくことで、もしそれができるのであれば、町長が今までも、これから育ていくと言う、階上町のブランド、いちご煮であり、階上早稲であり、蕎麦であり、そういったもののPR やそこを通じて販売の拡販にもつながっていくものだと思います、是非、企業誘致を見据えて、また、そういった企業の人脈を通じて、この階上をトップセールスをしていただき、活性化を図っていただきたいなと思っております。よろしくお願い致します。以上でございます。

議長（桑原一夫君） 以上で、7番、山田恵治君の質問を終わります。

これにて、一般質問を終了いたします。

日程第3、報告第1号 専決処分した事項の報告については、お手元に配布したとおりであります。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑がないようですので、これにて報告の件を終了いたします。

日程第4、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、これを承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第十四号 階上町副町長定数条例の制定についての件を議題と

いたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 14 号 階上町副町長定数条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 15 号 階上町協働のまちづくり条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 15 号 階上町協働のまちづくり条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

この際、日程第 7 議案第 16 号 階上町就学指導委員会条例の制定についての件から、日程第 11 議案第 20 号 階上町小作料協議会条例の制定についての件まで、5 件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 16 号 階上町就学指導委員会条例の制定についての件から、議案第 20 号 階上町小作料協議会条例の制定についての件まで、5 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 21 号 階上町営放牧場条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 21 号 階上町営放牧場条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 22 号 階上町営住宅入居者基準審査会条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

6 番(石川清人君) ハイ、議長。

議長(桑原一夫君) 6 番 石川清人君。

6 番(石川清人君) ハイ、6 番石川です。本件の 22 号の条例について、具体的な中身について、お尋ね致します。この中にあります住宅困窮度それと先程来町長からお話、特に榊山団地住宅、低所得者を重点として考えるとうたっておりますこれらのことについて、どういうふうな審査方向に持っていくのか、具体的な案をお願い致します。

産業建設課長(中城 功君) ハイ。

議長(桑原一夫君) 産業建設課長 中城 功君。

産業建設課長(中城 功君) ハイ、石川議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、入居者基準ということでありましたが、まず、収入の基準でございます、収入につきましては入居する全員の総所得金額から経費を引いた額を12ヶ月の12で割った額が20万円を超えない収入となってございます。それから、入居の具体的な基準でございますが、住宅以外の建物または場所に居住し、または安全上、危険または衛生上、有害な住宅に居住している者、他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者、または住宅がないため親族と同居できない者、それから住宅の規模、設備または間取りと構成との関係から衛生上または風教上、不適当な居住状況にある者、不当な理由により立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がない者、住宅がないための勤務場所から著しく遠隔の地に住居を余儀なくされている者または収入に比べて著しく過大な家賃の支払いをしている者、まあ、その他、住宅に困窮している明らかな者となってございますが、その中でも優先順位がございまして、20歳未満の子を扶養している寡婦、それから引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者、生活環境の改善を図るべき地域に居住している者で、町長が定める要件を備えている者、それから住宅がないため婚約中であるが、結婚ができないでいる者、その中でも50歳以上の者とか、身体障害者とか、戦傷病者、被爆者、生活保護者、引揚者、それから身体障害者によりまして、1級から4級とか、いろいろ、優先順位が決めてございます。以上でございます。

6番（石川清人君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 6番 石川清人君。

6番（石川清人君） 今、お尋ねして優先順位がわかりました。たとえば低所得者等を選定するにあり、前の年の税収で判断していきますよね。昨年度の所得で判断しますよね。たとえば、いきなりリストラを受けた、収入は前年度は沢山ありました、いきなり、リストラを受けたと、今まで入っていた、たとえば家賃3万か4万かで入っていた、皆、蓄えていればよろしいですがそういう状態で家賃も払えない、こういう場合とか、いろいろ出てくるわけですね。私が心配しているのは、所得は常に、あの税金もそうなんです、前年度の所得計算、前年度のすべてを計算して前年度が対象になると本来こんなふうにも、急遽、仕事、不幸にもなくなられた方々これは、当然漏れるわけでございますよね。そう言うことになるでしょうね、今の説明でいきますと、その収入減からぼっていきますとね、その辺を非常に懸念する

ところであるし、困窮度というのはどの辺のことを言っているのかなあと、どうも漠然としない、それからそれに合せて、この審査委員の方々がたとえば、その部分だけを審査するのか、たとえば入居する賃貸の内容の書類までを勘案して相談していくのか、今の現状ですと今入っている町営住宅、賃貸契約、結ばれてましたけど、期限がないんですよ。通常の一般的情勢から考えますと、どんなものであっても賃貸契約、3年契約とか、5年契約とか、必ずあるわけであります。しかしながら、当町の町営住宅はいつまでという契約がない、すなわち、一生という把握になるわけですよね。その辺のたとえば、書類関係、いろんな書類が、関係が出てくると思います。また、万が一の部分がでてきます。賃貸不十分の場合に出て行ってもらうとか、言葉が悪いんですが、そういう内容的な面までもこの委員は携わって、いくんでしょうか。よろしくお願い致します。

産業建設課長（中城 功君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 産業建設課長 中城 功君。

産業建設課長（中城 功君） ハイ、石川議員のご質問にお答え申し上げます。ええ、この委員の方々はこれの入居する人達を決めるんじゃなくて、この基準を決めていただく、審査していただく、実際にどういう形で決まるかと申しますと、この基準に合致した中で、この中でまたいろいろ、表を設けまして点数をつけてございます。この中の該当した人達の表でございます。その表に点数があるものですから、その中の点数の高い順から入居者が決まる、ということでございます。それからもう一つでございますが、いわゆる期限が退去する期限がない、ということでございますが、これにつきましては、県の方から確認してございます。公営住宅は住宅に困窮する低額所得者のための、賃貸住宅であり、この実効性を担保するため、公営住宅法においては公募原則、入居者資格、高額所得者に対する明け渡し請求などの、規定があります。このため入居者の住宅困窮事情の解消等の事由が生じない限り、住居が継続することを前提として、制度が成り立っていることから基本的には期限付き入居制度にはなじまない、というふうな回答を得られております。以上でございます。

6番（石川清人君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 6 番 石川清人君。

6 番（石川清人君） ええ、今の説明だと、すなわち、そういう人を審査して入れるだけだと、すなわち、そういう契約内容とか、そういう規定関係では携わるものじゃないと、しからば、どなたがこれを決めるんですか。それからもう一点、たとえば、先程の榊山団地、低所得者、先程以来、町長が言われております、それを基本的に理念として考えた場合に今の 19 年度の設計、最高額で 4 万 1 千円の部屋がございますよね。これらを考えますと低所得者向けの町営住宅といいながら、低所得者 4 万 1 千円払う方が、入る方も低所得者と考えられるのか、3 万 5 千、3 万 8 千、4 万 1 千、下の方は 2 万前後ぐらいですけどね、そうするとその辺はなにを基本に持って、入れていくのか、ちょっと疑問に思います、今一度お願いします。

産業建設課長（中城 功君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 産業建設課長 中城 功君。

産業建設課長（中城 功君） ハイ、ご質問にお答え申し上げます。議員が言われるとおり、新しくなりますと、住宅の料金が上がります。それで現在入っている入居者の使用料を 5 年段階で上げて通常の（石川議員 ただ、新しく入る人達のあれが最高額で 4 万 1 千円の家賃の部屋もありますよね。その部分はどういうふうに理解すれば、よろしいですか。）ハイ、ええ、申し訳ございません。所得に 4 万 1 千円で、いうふうなお話でございますが所得に応じて、その同じ部屋であっても、料金の計算が違ってございます。それで入る入居者の所得がいくら所得かに、よって入居料金が決まってくるものですから、その辺で決めたいと思います。以上でございます。

6 番（石川清人君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 6 番 石川清人君の発言は既に 3 回に及びましたが、会議規則第 55 条但し書きの規定により特に発言を許します。 6 番 石川清人君。

6 番（石川清人君） どうにも私の質問がはっきり伝わってないみたいで、要する

に今の新しい、30 世帯の部分で、それは今課長がおしゃっているのはわかるんですね。低所得者のたとえば、2 人の部屋、3 人の部屋、当然、㎡数が違ってくでしょう。今の榊山団地の先程依頼、ずっと町長が申し上げている低所得者を救うためにということで再三申し上げてきているわけです。然らば、私から言うと均等に 30 世帯を作ればいいんじゃないですか。それをあえて、3 万 5 千円でだったり、3 万 8 千円だったり、4 万 1 千円の部屋が出来ているわけですね。設計そのものが、だからそこら辺の考え方を今一度お尋ねしたいわけでありまして、それと今の町営住宅、今現在住んでいる 30 世帯の中で 27 入居しております。今後、予算化され新しい町営住宅、同じく 30 世帯でございます。しかし今入っている人達、27 世帯がそのまま入りますよね。間違いなく入ります。そういう条件にしなければいけませんから。それから、それについては 6 年間の緩和条件も付けると、すると極端に考えると、あと残っている 3 つ、それを入れようとした時に、応募してきた時にたとえば、4 万 1 千円とか、3 万 8 千円の部屋しか空いていないよと、当然なってくるわけよね。極論で言うと、そうしたら、何のために低所得者のために建てようとしているのか、目的が全然違うんじゃないですか。言っている意味分かりますよね。だからそこら辺のね、今までも私議論してきたんですがそういうふうに低所得者のために、困っている人達のために先程の土橋議員の質問じゃないけど、町の財産を有して赤字覚悟で進めていくのに同じ棟で、同じ隣の部屋で家賃が違う、こんなバランスの低所得者向けと、理念が違うんですね、同じ隣であっても貴方は 2 万円、私は 2 万 5 千円払っているわよと、高いところは 4 万 1 千円だよ、この辺の考えをもう一度町長しっかり答えてください。よろしくお願いします。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ええ、ただ今の石川議員の質問でございますが、ちょっと答弁がかみ合わなくて申し訳ございません。この基本的な理念に家賃が違うのは合わないのではないかというふうな端的にそういうご意見かと思えますけども、これはこの家賃を決めるにはいろんな要因がございます、それについては所得によるというようなもので、ございますので、これは町で配慮してという部分がないと思っております。そして先程言われた 4 万 1 千円もの部屋に低所得者が入居して払える

のかと、いうふうなことだと思いますが、4万1千円の部屋といいますか、その、あの、今ですねその、この部屋は4万1千円と言うのはちょっと、どこにあってるのかなあと考えていますけども、たとえばその家賃も4万1千円ではなくして、その人の所得に応じてこれは4万1千円ではなく、その額からは減額といいますか、安くなると言うふうな考え方でございます。ですからどういう所得、どういう階層の方が入るかによって、その同じ部屋に入っても、先程来言われるように生活状況もございますので、そういうふうなことを勘案して所得によって家賃が違ってきますので同じ部屋、おなじタイプに入っても家賃が違ってくる場合があるということでございます。大変申し申し訳ございません、4万1千円の家賃のところについては今ちょっと急に言われまして部屋については特定できませんので、最高額4万1千円ではないのではないのかという…。(石川議員 数字が間違っていたら訂正をかけないといけないから、ちょっと、ここに資料がないもので…。)

産業建設課長(中城 功君) ハイ。

議長(桑原一夫君) 産業建設課長 中城 功君。

産業建設課長(中城 功君) ええ、お答え申し上げます。これはこの前、全員協議会におきまして、現在の入っている方を想定をいたしまして、家賃の金額を出したものでございまして、これにつきましては、最高が2万5千700円になってございます。それでこの金額を出すにもですね、家賃の算定基礎額、それから市町村立地ケース、規模ケース、2万5千700円でございます。

議長(桑原一夫君) 他に質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第22号 階上町営住宅入居者基準審査会条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

この際、日程第 14 議案第 23 号 階上町表彰条例の一部を改正する条例の制定についての件から、日程第 18 議案第 27 号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件まで、5 件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 23 号 階上町表彰条例の一部を改正する条例の制定についての件から、議案第 27 号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件まで、5 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 29 号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 29 号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(質疑なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 30 号 階上町職員等旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 30 号 階上町職員等旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 31 号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）
質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）
討論なしと認めます。

これより、議案第 31 号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

この際、日程第 22 議案第 32 号 階上町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についての件から、日程第 24 議案第 34 号 階上町税外諸収入滞納金等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件まで、3 件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）
質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）
討論なしと認めます。

これより、議案第 32 号 階上町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についての件から、議案第 34 号 階上町税外諸収入滞納金等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件まで、3 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 25 議案第 35 号 階上町石鉢ふれあい交流館条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 35 号 階上町石鉢ふれあい交流館条例等の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 36 号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 36 号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 27 議案第 37 号 階上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 37 号 階上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 28 議案第 38 号 階上町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 38 号 階上町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

この際、日程第 29 議案第 39 号 階上町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての件から、日程第 31 議案第 41 号 階上町に収入役を置かない条例を廃止する条例の制定についての件まで、3 件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 39 号 階上町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての件から、議案第 41 号 階上町に収入役を置かない条例を廃止する条例の制定についての件まで、3 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 32 議案第 42 号 町道路線の認定、変更についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 42 号 町道路線の認定、変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 33 議案第 43 号 三戸郡福祉事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 43 号 三戸郡福祉事務組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 34 議案第 44 号 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

この件は、追加提案でありますので、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(桑原一夫君) 町長 浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君) 議案第 44 号 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、教育長の給料月額を改めその他所要の整備をするため提案するものであります。(町長 降壇)

議長(桑原一夫君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

1 番(加藤 祐君) ハイ、議長。

議長(桑原一夫君) 1 番 加藤 祐君。

1 番（加藤 祐君） ええ、私はこの条例改正案は、教育委員会が判断した妥当なものと思っております。現在の教育長及び町特別職の給与体系は大きくバランスを欠いたものではないかと、議会においても、意見が出されてきました。これは国の三位一体改革の中で、合併しないで自立する階上町の財政がどのようになっていくか大きな不安を抱える中で、町4役の給与を緊急的、避難的に削減したもので、試行期間も当分の間ということで変則的になっております。再度検討することを想定しています。平成19年度は三位一定改革も完全試行され厳しい中にも予測ができるようになったと思います。町の行革も3期目に入り、国の緊急対策プランを整合性を図りながら検証していく時期だと思います。特別職及び教育長の給与についても、人事案件の度にころころ変わるようなことではいけないと思います。3月5日の全員協議会においても議会側から出された給与体系の見直しの意見を町長はどのようにお考えかお伺いします。

町長（浜谷豊美君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ええ、ただ今の加藤議員のご質問に、質疑に対しまして、考えを述べたいと思います。私はこれまで平成17年3月策定されました第3次の行政改革大綱に基づきまして、これまで行革の徹底、並びに推進に努力して参ったところでございます。また、行革の実行を担保するためには町民、有識者の代表で組織しております、行革見守委員会、ここにおいても改革の実施状況について報告もしながら意見を伺ってきているところでございます。その中で今回提案いたしました議案の階上町教育長の給与については平成17年度を初年度として19年度まで3カ年間の行革期間中であります。その事を踏まえて私は教育長の給与についても、特別職に準じた扱いをすることが適当であると考えて提案したものであります。また、本職、助役、そして教育長の給与のあり方につきましては、根本的に見直さなければならない時期が来るといたしましても、それは少なくとも今の行革大綱の実施中には出来ないものと考えてはおりました。しかしながらただ今、加藤議員からご質問ありましたように先般の町議会、全員協議会におきまして教育長の給与については、冒頭撤回の時にも申し上げましたが、その職務、職責を十分に考慮すべきであり、そして合せて本職、並びに助役についても総合的に検討すべきであると

いう意見が大勢を占めているというように認識をいたしました。私はその意見を参考にあしめて、そして十分考慮して今回のように内容を変更の上、追加提案したものでございます。

加藤議員ご指摘のご質問の件につきましては、私もこの3ヵ年の行革大綱の3年目にはと、いうふうな考えは持っておりますことを、答弁とさせていただきます。以上でございます。

1 番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 1 番 加藤 祐君。

1 番（加藤 祐君） ええ、私はこの件に関しまして、このバラつきを、よじれを直して、更なる階上の発展に尽力をつくして教育長に尽力をつくしていただきたい。その意味で町長の考えを質したのでございます。これからも教育長が立派に職責を果たされることを願っております。また町特別職の方々の給与に関してもこれからきちんとそれを直して、尚いっそうの階上町の発展に尽くしていただきたいとこう願うのもでございます。これで質疑を終わります。

議長（桑原一夫君） 他に質疑ありませんか。（質疑なしの声）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論にはいります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 44 号 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3 月 8 日は休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3 月 8 日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は 3 月 9 日 午前 10 時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(散会時刻 午後 2 時 35 分)

平成19年第1回階上町議会定例会 第3日目

議事日程第3号

平成19年3月9日 午前10時1分開議

- 日程第1 議案第2号 平成18年度階上町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第2 議案第3号 平成18年度階上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第4号 平成18年度階上町老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 日程第4 議案第6号 平成18年度階上町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第5号 平成18年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第7号 平成18年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第8号 平成19年度階上町一般会計予算
- 日程第8 議案第9号 平成19年度階上町国民健康保険特別会計予算
- 日程第9 議案第10号 平成19年度階上町老人保健特別会計予算
- 日程第10 議案第12号 平成19年度階上町介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第11号 平成19年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第12 議案第13号 平成19年度階上町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議会案第1号 階上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第14 議会案第2号 階上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議員派遣の件
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	加藤	祐君	2番	重文字勝義君
3番	鹿原章	男君	4番	橋場敏雄君

5 番 高 松 久 美 子 君
 7 番 山 田 恵 治 君
 9 番 郷 州 公 典 君
 11 番 佐 京 登 君
 13 番 大 前 典 男 君
 15 番 金 沢 啓 一 君
 18 番 桑 原 一 夫 君

6 番 石 川 清 人 君
 8 番 土 橋 信 夫 君
 10 番 松 森 蒿 君
 12 番 畑 中 弘 實 君
 14 番 木 村 勝 彦 君
 17 番 荒 道 鶴 造 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長 浜 谷 豊 美 君
 教 育 長 村 上 富 士 夫 君
 町 民 課 長 林 貢 君
 産業建設課長 中 城 功 君
 総 務 G L 上 博 文 君
 税 務 G L 寅 谷 信 廣 君
 保健福祉 G L 浜 谷 操 君
 建 設 G L 田 中 昇 君
 教 育 G L 小 沢 勝 君
 代表監査委員 志 民 安 之 助 君

助 役 高 谷 清 孝 君
 総 務 課 長 浜 谷 義 勝 君
 保健福祉課長 鳩 文 男 君
 教 育 課 長 工 藤 靖 夫 君
 企 画 G L 高 橋 信 一 君
 戸籍住民 G L 池 田 隆 君
 産業振興 G L 川 向 達 人 君
 出 納 室 長 中 村 豊 志 君
 中央保育所長 佐々木 忠 弘 君

職務のための出席者

議会事務局長 梨 子 謙 一 君
 総務課総括主幹 長 根 工 君

総務課総括主幹 地代所 康二 君

開会の宣告

午前 10 時 1 分

開議の宣告

午前 10 時 1 分

議長（桑原一夫君） ただいまの出席議員は 17 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、 議案第 2 号 平成 18 年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 2 号 平成 18 年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 2、議案第 3 号 平成 18 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算の件から、日程第 4、議案第 6 号 平成 18 年度階上町介護保険特別会計補正予算の件まで、3 件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 3 号 平成 18 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算の件、議案第 4 号 平成 18 年度老人保健特別会計補正予算の件及び議案第 6 号 平成 18 年度階上町介護保険特別会計補正予算の件、3 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 5、議案第 5 号 平成 18 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件及び日程第 6 議案第 7 号 平成 18 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算の件、2 件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号 平成18年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件及び議案第7号 平成18年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算の件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号 平成19年度階上町一般会計予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

1番(加藤 祐君) ハイ、議長。

議長(桑原一夫君) 1番 加藤 祐君。

1番(加藤 祐君) 1番 加藤です。合併浄化槽設置費でございますが当初予算で1,108万4千円と盛られてございます。この件について、18年度は、600万程あましてございますが、今回また1,108万4千円、1,108万程ですね盛られておりますけれど、これについて、昨年18年度はリフォームに関する補助金ということで理解してございますが今年19年度はどのような考えで進めるかをお尋ねいたします。

産業建設課長(中城 功君) ハイ。

議長(桑原一夫君) 産業建設課長 中城 功君。

産業建設課長(中城 功君) ハイ。加藤議員のご質問にお答え申し上げます。

合併浄化槽の19年度の事業でございますが、18年度と同じような形でやって行きたいと思っております。以上でございます。

1番(加藤 祐君) ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 1 番 加藤 祐君。

1 番（加藤 祐君） ええ、また、リフォームだけ、増築部分だけということでしょうか。私も先般の全員協議会の時には、別に理解をしてございましたが、全員協議会の時にはこれは合せて町長もまた見直していかなければならないと、こう私は判断したところでございますが、新築の部分にも絡めて補助金を使うと言うことはないわけですか。町の住宅促進に関して、私は 1 千 1 百何万も当初予算に持ってきた訳ですから、それを埋め直して新築の方にも当てるという考えで行かないと、また 6 百何万も繰越し、また余すということなんですか。その考えを聞きます。お尋ねします。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ハイ。加藤議員のご質問にお答えいたします。全員協議会でもいろいろ協議をいただきました。これについては、説明申し上げましたように設置要綱がございます。その内容がリフォームでございますので手順を経て検討するとすれば、やっていかなければならないと思っております。現在は予算を提案した理由について、答弁させていただいておりますので、まず要綱の方から直していかないとそういう手続きができない、あくまでも町とすれば現在 5 カ年計画で組んでいる予算の枠について確保していきたいということで提案を申し上げたところでございます。

1 番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 1 番 加藤 祐君。

1 番（加藤 祐君） ええ、納得いきました。それではこのことをまた、次の段階で見直しをしていただいて、町のために町発展のためにこの予算を全部使われることを願って、質問を終わります。

議長（桑原一夫君） 他に質疑ありませんか。

6 番（石川清人君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 6 番 石川清人君。

6 番（石川清人君） ハイ。石川でございます。保育料の軽減に関しては児童福祉に前向きに検討されている状況に評価いたします。その中で、資料を手元にもらっておりますが、3 歳以上の最高額、4 万 1,500 円、これが 3 万 2,000 円になると非常に喜ばしいことではございますが、3 歳未満これの最高額が 4 万 4,500 円でございます。今の計画でいきますとこちらの方は全然いじらないという形になっておりますが、そうしますと非常に大きなギャップが出てくるんじゃないかと思います。予算枠はそのまま結構でございますが、この内容でございますが、この辺も少し検討されて全体的に下げていただければな、と思っていますので検討の程よろしくお願いいたします。

次に予算化されております耐震診断、先般にも一般質問した経緯がございます。給食センター等々、予算盛り込まれておりませんがこの辺はどういう経緯なのかその方向づけをお願いいたします。

もう一点、榊山町営住宅でございます。これは当然早かれ遅かれ作らなければいけない、これは理解しております。ただ先般の土橋議員の質問にもございます。これから予算基金取り崩し、また、組合の借金この辺の部分を考えていきますと一つ提案を申し上げたいと思います。まず榊駅前活性化の、お話も町長ふれました。今現在、町営住宅を新築してもそのまま今入っている人達 27 世帯スライドするだけであまり活性化にはならないのではないかと、それと町長が前に申し上げました、たとえば階上駅にそば屋を作ってもあまり活性化がならないのではないかと考えております、そこで提案申し上げたいのは、今のそこに面する 13 区画残っております。これを早急に売却し、売却した物を町営住宅に向けていただきたい、予算の方ですね。それから活性化 13 区画がここにまた新しくなりますと今の町営住宅 30 世帯今現在あるのと、この 13 プラスになりますと約 50 世帯ぐらいの一つの部落になります。うちの部落でも 50 しかありませんから、これを一気に私は進めるべきだと思います。今までの区画は金額が高すぎてなかなか買い手が見つからない、これは今までも議論してきた訳であります。またそれを下げることによって前に購入

した方々の部分もあるだろうと、なかなか進んでこないのが現状でございます。今現在あの辺の相場はだいたい5万円ぐらいなんですよね。まあ、町長もご存知だと思いますが、やはりその時、その時の相場に向けて持っていけないといけないのではないかと、バブル期の高い時は高い時だし、たとえば5万円ぐらいの売却するとこれを考えますとすべてのところに建物が建ちますと税収を考えた場合に年間最低でも平均的に5～60万は、入ってきます。すると安くしても4年か、5年でその安くした部分の差額は埋まると思います。それがずっと税収が上がっていく訳ですよ、そこに住むことによって。だからそこら辺を考えますと非常にやりやすいのかなあと、それでこの土地を売却するに当たり期限を切って、たとえば5年以内に建てるとか、というふうにしないと、せっかく買って貰っても10年先なのか、20年先なのか、なかなか出来ない訳であります。ですから私が申し上げているのは5年以内に建物を建てるとか、そういう期限を切って、一気に町営住宅榊山団地を建てるとともに、一気にやるべきだと思っております。そういうことによって駅前、榊山の活性化が増えてくるし、また、そこがどんどん埋まることによって、その周辺にも新しい家が間違いなく建ってくるだろうと思います、またもう一つの考え方としてたとえば、大手の建売住宅にやって建売住宅としてやるという方法もあるかと思いますがいろんな方法があると思います。いずれにしろ今の町営住宅の榊山団地の町営住宅のタイミングと一気にやらないと、またこれ、いつまでもずるずると、なっていくと私は思っております。ですからそういう案を踏まえながら一気に持っていく、財政厳しい中その部分をたとえば町営住宅に当てると、いうふうな話をしてくと町民の方々も納得すると思うんですよ。どうぞそういう方向づけで、お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

保健福祉課長（鳩 文男君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 保健福祉課長 鳩 文男君。

保健福祉課長（鳩 文男君） ハイ。保育料の軽減につきまして、未満時の方にも検討してほしいというご質問でございますが、昨年の3月定例会におきまして、陳情を受けましてうちの方でも軽減策について検討して参りましたが、隣接市町村の状況等踏まえまして、3歳以上児につきまして3万2,000円に設定、考えたものにつきましては、来年度、石鉢保育園が120定員になりますと運営費補助の関係で3

万 2,000 円が下げざるを得ないという部分もございまして、今年度からもそれで対応していけばと考えたもので、未満時につきましては、他町村は別でしょうといわれればですが、他町村が 4 万 4,500 円、五戸町だけ近隣市町村で安くしているんで、今回、以上児だけ検討して見たところでございます。ただ、予算の範囲以内で何とかならないのかというお話ですが、これにつきましてはこれから検討していきたいと思っております。来年になるとまた、3 万 2,000 円というのがまず、石鉢の運営が始まればなりますので、その辺の絡みも検討していかなければならないと思っております。以上です。

教育課長（工藤靖夫君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 教育課長 工藤靖夫君。

教育課長（工藤靖夫君） ハイ。石川議員にお答えいたします。耐震診断の方でございますが、今年度は道仏体育館を耐震診断ということです。それからもう一点、給食センターはどうなのかというご質問でございますが、建築物の耐震改修の促進に関する法律でございますがこれによりますと、給食センターは該当してございません。この前、新築も考えていくということで、耐震の方は考えておりません。

総務課長（浜谷義勝君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 総務課長 浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君） それでは、お答え申し上げます。駅前の団地の売却方法について、それらを早急に処理することによって、財源の収入の確保と合せて今計画してございます町営住宅に利用したらどうかと、いうことでございます。大変貴重なご提案をいただきました。そういうこともございまして、私の方で 19 年度予算の方に不動産鑑定士を入れて価格の設定をしていただいて、そしてそういう経過を踏まえまして、今後、議会ともご相談申し上げ、どの価格設定をすればよろしいのか、等々も含めて検討して参りたいと併せて売却の方法については、いろいろあるわけでございますけども、売却の方法として建物を建てるという条件、たとえば 5 年設定がどうか、ということでございますども、現に私の方で鳥屋部に作り

ました大鶴音の団地につきましては5年以内に建物を建てて欲しいということで、やってございますのでそれらを参考にしながら、検討して参りたいということでございます。どちらにしろ19年度の早い時期に不動産鑑定士を入れまして、議会ともご相談申し上げ、売却価格について決定して参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

6番（石川清人君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 6番 石川清人君。

6番（石川清人君） ハイ。ありがとうございます。まず保育料の保険料の件ですが説明は重々わかっております。私も承知しております。ただ、ここのギャップがちょっと大きすぎるかなあと、すると未満児の父兄の方々が騒ぐんじゃないかなと、難しい部分もあるかと思いますが、今一度検討させていただきたいと思います。

次に榊山町営団地からいま申し上げた部分これはタイミングがあると思うんですよね、これがまた、3年後にそうしようかといってもなかなかできない部分があると思います。やはりこの榊山町営住宅団地を建てる最中にそういう計画を打ち出すべきだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それと耐震診断の件でございますが、道体の方をこれから見ると、しかし一般質問した経緯もあって先程の説明ですと、その規模、国からの規模の部分ばかり考えている、私は一般質問の席でも言いましたけど、規模は小さくても古いものは古いんだということなんですよ。それを国のうんぬん、県のうんぬんじゃない、町でやるべきことはしっかりと、やなければならぬと思うんですよね、今までの前回の一般質問の答弁でもそうですが、新しく改築しようという計画があって始めて耐震診断をするという形なんですよ。これは考え方がおかしい。古いものは耐震診断をして、急ぐべきか、また3年後やるべきか5年後やるべきか、ということなんですよ。どうも考え方が全然違う、私が言っていることと、今にもこういう大地震がきたり、そう言うものが来た時にどうしますか。やはり順番というものがあるわけですよ。洋野町でも一般質問してすぐ洋野町の町長は古いものから順番にやりましたよ、予算持ちました。その考え方が今一、町長、私には理解できません。災害時に陣頭指揮をとる町長、そういうことじゃありませんか。たとえば、この給食センターが災害時に壊れた、給食も取れない、作れない、逆にその地震がこられ

た時に給食センターがそういう被害がなければ、万が一大きな事故あったときの町民に対しての炊き出しも出来るだろうし、いろいろな事が出来るわけですよ。その辺もきちっと頭に入れてやっていただきたい、いかがでしょうか。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ハイ。ただ今のご質問にお答えしたいと思います。今計画しているのは先程言われましたように国の基準、指導に基づいてやってございます。そしてそれとは別な考え方でやっている、他町にもあるというふうな例もございました。その辺の内容もですね、この耐震の内容にもよると思うんですがいわゆる、本格的な全ての部分まで診断するのとある程度の見通しを判断の材料とする簡易診断等もあると思います。その辺も含めて検討して参りたいと思います。以上でございます。

6番（石川清人君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 6番 石川清人君。

6番（石川清人君） ですから、町長、その立派な専門家を出しての、たとえばそれじゃなくてもいいわけですよ。地元の業者頼んで、何方が見ても、ああ大丈夫だとか、ああ持つだろうというのは、出来ると思うんです。ただそういう、前の質問でもそう言うことさえ出て来なかったもんでね。だから前向きにやらなければいけないし、恐らく私が言おうとしているのが、二つぐらいだと思うんですよ。残っているのは。予算もたいした物ではないと思うし、やはり安心、安全、先程言った、たとえば、給食センター、大地震とか災害が起きても、しっかりしていれば、炊き出しが出来るだろうし、いろんな事が出来る、そう言うところも踏まえながら、すぐ検討して進めていただきたいと思います。以上でございます。

議長（桑原一夫君） 他に質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第8号 平成19年度階上町一般会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第8、議案第9号 平成19年度階上町国民健康保険特別会計予算の件から、日程第10、議案第12号 平成19年度階上町介護保険特別会計予算の件まで、3件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第9号 平成19年度 階上町国民健康保険特別会計予算の件、議案第10号 平成19年度老人保健特別会計予算の件及び議案第12号 平成19年度階上町介護保険特別会計予算の件、3件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第11、議案第11号 平成19年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算の件及び日程第12 議案第13号 平成19年度階上町公共下水道事業特別会計予算の件、2件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第11号 平成19年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算の件及び議案第13号 平成19年度階上町公共下水道事業特別会計予算の件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 13 議会案第 1 号 階上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件及び日程第 14 議会案第 2 号 階上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件、2 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案については、議員発議でありますので提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

これより、議会案第 1 号 階上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件及び議会案第 2 号 階上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件、2 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元の配付資料のとおりといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元の配付資料のとおり決定いたしました。

日程第 16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。
この際、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

町長 浜谷豊美君。(町長 登壇)

町長(浜谷豊美君) 平成19年第1回階上町議会定例会の閉会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。去る3月5日開催の本定例会も本日9日をもって閉会となりますが提案いたしました全議案ともに原案のとおり、ご承認いただきまして有難うございました。本定例会に於いていただきましたご意見につきましては、十分検討しながら町民の福祉と町づくりの推進を本分として今後の町政運営に取り組んで参る所存であります。

さて、今年は統一地方選挙があります。議員各位におかれましてはこの4年間、町行政に対して大変お世話になりました。来る4月には町議会議員選挙がございます。出馬される皆様にはご健康に留意されご検討されますように祈念いたしまして、お礼のご挨拶といたします。有難うございました。(町長 降壇)

議長(桑原一夫君) これにて平成十九年第一回階上町議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前10時34分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

